6-2 社会的状況

社会的状況について、区単位の統計があるものは対象事業実施区域の位置する千葉市若葉区及び周辺の千葉市中央区、稲毛区、緑区(以下、「周辺区」という。)について、市単位のものは千葉市及び周辺の佐倉市、四街道市、八街市(以下、「周辺市」という。)についてとりまとめた。

6-2-1 人口の状況

対象事業実施区域の位置する若葉区及び周辺区、並びに千葉市及び周辺市の人口、世帯数の 状況及び人口の推移は、表6-2.1及び表6-2.2に示すとおりである。

対象事業実施区域が存在する北谷津町には54世帯、101人が居住している。

また、若葉区の人口は、平成24年以降減少傾向となっているが、平成28年のみ、前年に対して微増している。

表6-2.1 人口及び世帯数の状況

市区町	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)
千葉	市全域	973, 856	425, 601
	若葉区	150, 445	63, 674
	北谷津町	101	54
千葉市	中央区	207, 267	98, 000
	稲毛区	160, 845	72, 349
	緑区	128, 216	48, 260
佐	倉市	172, 145	69, 685
四往	道市	90, 233	35, 989
八	街市	69, 564	27, 398

注) 平成29年4月1日現在(北谷津町については、平成29年3月31日現在)。

出典:「千葉県毎月常住人口調査月報(平成29年)」(千葉県ホームページ)

「千葉市町丁別人口及び世帯数」(千葉市ホームページ)

表6-2.2 人口の推移

項目				人口	(人)			
	千葉市全域		千剪			佐倉市	四街道市	八街市
年	米川土坳	若葉区	中央区	稲毛区	緑区	任启川	四街旭川	八扫巾
平成20年	940, 996	149, 778	191, 029	152, 561	117, 695	171, 473	85, 787	75, 285
平成21年	950, 498	150, 718	194, 660	154, 660	119, 917	172, 021	86, 396	75, 101
平成22年	957, 688	151, 232	197, 975	156, 889	121, 133	172, 439	87, 076	74, 750
平成23年	962, 707	151, 629	199, 781	157, 635	122, 982	172, 280	87, 079	72, 965
平成24年	961, 813	151, 593	200, 157	156, 860	124, 119	172, 269	88, 167	72, 277
平成25年	962, 424	151, 352	200, 882	156, 552	125, 267	171, 938	88, 621	71, 575
平成26年	963, 750	150, 912	202, 196	156, 547	126, 284	171, 921	88, 921	70, 908
平成27年	966, 817	150, 723	203, 621	158, 249	126, 824	171, 609	89, 127	70, 172
平成28年	972, 532	150, 884	205, 554	161, 118	127, 440	172, 603	89, 570	70, 279
平成29年	973, 856	150, 445	207, 267	160, 845	128, 216	172, 145	90, 233	69, 564

注) 各年4月1日現在。

出典:「千葉県毎月常住人口調査月報(平成20~29年)」(千葉県ホームページ) 「千葉市過去の推計人口(平成20~29年)」(千葉市ホームページ)

6-2-2 産業の状況

若葉区及び周辺区並びに周辺市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表6-2.3(1)~(2)に示すとおりである。

若葉区では、事業所数が4,139事業所、従業者数が43,181人となっている。業種別にみると、 卸売業、小売業が事業所数で24.7%、従業者数で22.0%と最も多くなっている。

表6-2.3(1) 産業分類別事業所数及び従業者数(千葉市)

	市区	て幸士	44.				千事	美市			
		千葉市	三里坝	若棄	医区	中乡		稻丰	巨区	緑	区
	区分	事業 所数	従業 者数	事業 所数	従業 者数	事業 所数	従業 者数	事業 所数	従業 者数	事業所数	従業 者数
産業分類		,,,,,,	(人)	,,,,,,,	(人)	7. 7. 7.	(人)	,,,,,,	(人)	,,,,,,	(人)
農林漁業	総数 構成比(%)	45 0. 1	310 0. 1	19 0. 5	140 0. 3	0.0	9 0. 0	7 0. 2	47 0. 1	10 0. 4	90 0. 3
鉱業、採石業、 砂利採取業	総数構成比(%)	0.0	0.0	0, 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0.0	2 0. 0
建設業	総数	2,902	29, 704	640	5, 688	892	10, 558	395	3, 747	294	2, 104
	構成比(%) 総数	9. 5 1, 120	6. 9 26, 724	15. 5 198	13. 2 2, 079	7. 9	6. 4 6, 130	9. 1 174	7. 5 3, 679	10. 5 117	6. 4 2, 364
製造業	構成比(%)	3. 7	6. 2	4.8	4.8	2.1	3. 7	4.0	7. 4	4. 2	7. 2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	総数 構成比(%)	49 0. 2	2, 746 0. 6	5 0. 1	328 0. 8	20 0. 2	1, 320 0. 8	0.0	7 0. 0	5 0. 2	120 0. 4
情報通信業	総数 構成比(%)	378 1. 2	11, 635 2, 7	37 0. 9	143 0. 3	161 1. 4	3, 281 2. 0	30 0. 7	255 0. 5	18 0. 6	330 1. 0
運輸業、郵便業	総数	813	26, 986	110	2, 124	252	10, 867	135	3, 263	63	1, 658
	構成比(%)総数	2. 7 7, 649	6. 2 89, 075	2. 7 1, 021	4. 9 9, 518	2. 2	6. 6 27, 338	3. 1 1, 086	6. 5	2. 2 619	5. 0 6, 791
卸売業、小売業	構成比(%)	25. 0	20.6	24. 7	22. 0	24. 4	16.6	25. 0	23. 3	22. 0	20.6
金融業、保険業	総数 構成比(%)	628 2. 0	15, 090 3. 5	50 1. 2	478 1. 1	348 3. 1	8, 976 5. 5	47 1. 1	539 1. 1	37 1. 3	432 1. 3
不動産業、 物品賃貸業	総数 構成比(%)	2, 402	11, 468	239	1, 127	1, 017	4, 466	460	1, 581	132	570
学術研究、	総数	7. 8 1, 538	2. 7 14, 290	5. 8 161	2. 6 770	9. 0 770	2. 7 6, 323	10. 6 180	3. 2 2, 265	4. 7 113	1. 7 1, 258
専門・技術サービス 業	構成比(%)	5. 0	3. 3	3. 9	1.8	6.8	3.8	4. 1	4. 5	4. 0	3.8
宿泊業、飲食サー ビス業	総数 構成比(%)	3, 681 12. 0	39, 659 9, 2	411 9. 9	3, 607 8. 4	1, 588 14. 0	16, 285 9, 9	501 11. 5	4, 246 8. 5	294 10. 5	3, 211 9. 7
生活関連サービス	総数	2,840	18, 083	417	2, 276	985	6, 176	405	2, 250	355	2, 251
	構成比(%)総数	9. 3 1, 391	4. 2 27, 898	10. 1 151	5. 3 3, 401	8.7	3. 8 7, 862	9. 3 213	4. 5 5, 854	12. 6 213	6. 8 2, 497
教育、学習支援業	構成比(%)	4. 5	6.5	3. 6	7. 9	3. 5	4.8	4. 9	11. 7	7. 6	7. 6
医療、福祉	総数 構成比(%)	2, 833 9. 2	54, 662 12. 6	381 9. 2	6, 757 15. 6	814 7. 2		445 10. 2	6, 477 13. 0	382 13. 6	7, 482 22. 7
複合サービス事業	総数 構成比(%)	118 0. 4	2, 117 0. 5	18 0. 4	131 0. 3	38 0. 3	1, 297	14 0. 3	83 0. 2	14 0. 5	350 1. 1
サービス業(他に分	24/ 25/	2, 121	45, 908	262	3, 511	955	23, 094	239	3, 229	130	1, 071
類されないもの)	構成比(%)	6. 9	10.6	6. 3	8. 1	8.4	14. 0	5. 5	6. 5	4. 6	3. 2
公務 (他に分類され るものを除く)	総数 構成比(%)	138 0. 5	15, 901 3. 7	19 0. 5	1, 103 2. 6	68 0. 6	11, 773 7	0. 3	756 1. 5	14 0. 5	417 1. 3
合 計	総数 構成比(%)	30, 647 100. 0	432, 258 100. 0	4, 139 100. 0	43, 181 100. 0	11, 306 100. 0	164, 459 100. 0	4, 344 100. 0	49, 892 100. 0	2, 811 100. 0	32, 998 100. 0
注 1) 平成26年 7 /		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 平成26年7月1日現在。

出典:「千葉県統計年鑑(平成27年)」(千葉県ホームページ)

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

表6-2.3(2) 産業分類別事業所数及び従業者数(周辺市)

	市	佐須		四街边	道市	八往	f市
産業分類	区分	事業所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)
	総数	15	186	9	67	21	165
農林漁業	構成比 (%)	0.3	0.3	0.4	0. 3	0.8	0.8
사 개 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그	総数	1	1	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	総数	437	2, 621	294	1, 862	422	2, 139
建议未	構成比(%)	9. 3	4.9	11.8	7. 6	16. 7	10.1
製造業	総数	251	8, 648	151	1, 582	289	3, 581
衣 厄米	構成比(%)	5. 4	16. 1	6.0	6. 4	11.4	16. 9
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	10	289	1	24	1	12
THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH	構成比 (%)	0. 2	0.5	0.0	0. 1	0.0	0.1
情報通信業	総数	33	158	16	76	2	3
	構成比 (%)	0. 7	0.3	0.6	0.3	0. 1	0.0
運輸業、郵便業	総数	107	3, 437	68	1,850	107	1,816
	構成比(%)	2. 3	6. 4	2. 7	7. 5	4. 2	8.5
卸売業、小売業	総数 構成比(%)	1, 120	11, 251	630 25. 2	5, 391	584	5, 259
	総数	23. 9 56	20. 9 620	25. 2	21. 9 271	23. 0 16	24. 8 187
金融業、保険業	構成比(%)	1. 2	1. 2	1. 1	1. 1	0. 6	0.9
	総数	271	1, 132	158	583	136	498
不動産業、物品賃貸業	構成比(%)	5.8	2. 1	6. 3	2. 4	5. 4	2. 3
	総数	215	1, 503	79	814	61	303
学術研究、専門・技術サービス業	構成比 (%)	4.6	2.8	3. 2	3. 3	2. 4	1.4
	総数	557	4, 865	252	1, 994	212	1, 297
宿泊業、飲食サービス業	構成比 (%)	11. 9	9. 1	10. 1	8. 1	8. 4	6.1
4.江里·丰北 18~4 4870 平	総数	520	2, 787	249	1, 183	231	971
生活関連サービス業、娯楽業	構成比(%)	11. 1	5. 2	10.0	4.8	9. 1	4.6
教育、学習支援業	総数	287	2,832	157	1, 833	85	911
秋月、于日 <i>入</i> 饭未	構成比(%)	6. 1	5. 3	6. 3	7. 5	3. 4	4. 3
医療、福祉	総数	454	9, 053	240	4, 048	174	2, 477
区/水、 田 正	構成比(%)	9. 7	16.9	9. 6	16. 5	6.9	11.7
複合サービス事業	総数	24	226	11	259	7	185
	構成比 (%)	0. 5	0.4	0. 4	1. 1	0. 3	0.9
サービス業(かたりなり)	総数	282	2, 438	141	1, 920	175	914
(他に分類されないもの)	構成比(%)	6. 0	4. 5	5. 6	7. 8	6. 9	4. 3
公務 (他に分類されるものを除く)	総数	37	1,676	13	839	11	530
(同じ7月)近の4でのもりがですべ	構成比(%)	0.8	3. 1	0. 5	3. 4	0. 4	2. 5
合 計	総数	4, 677	53, 723	2, 496	24, 596	2, 534	21, 248
注1) 平成 26 年 7 月 1 日現在。	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 平成26年7月1日現在。

出典:「千葉県統計年鑑(平成27年)」(千葉県ホームページ)

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

6-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

千葉市及び周辺市の地目別面積は表6-2.4に、土地利用現況図は図6-2.1に示すとおりである。

千葉市では、宅地の割合が32.2%と最も多くなっており、次いで山林が12.6%、畑が11.8% となっている。

対象事業実施区域は現在、既存施設となっている。また、対象事業実施区域周辺の土地利 用状況は、西側は主に住宅地、東側は主に山林や農用地となっている。

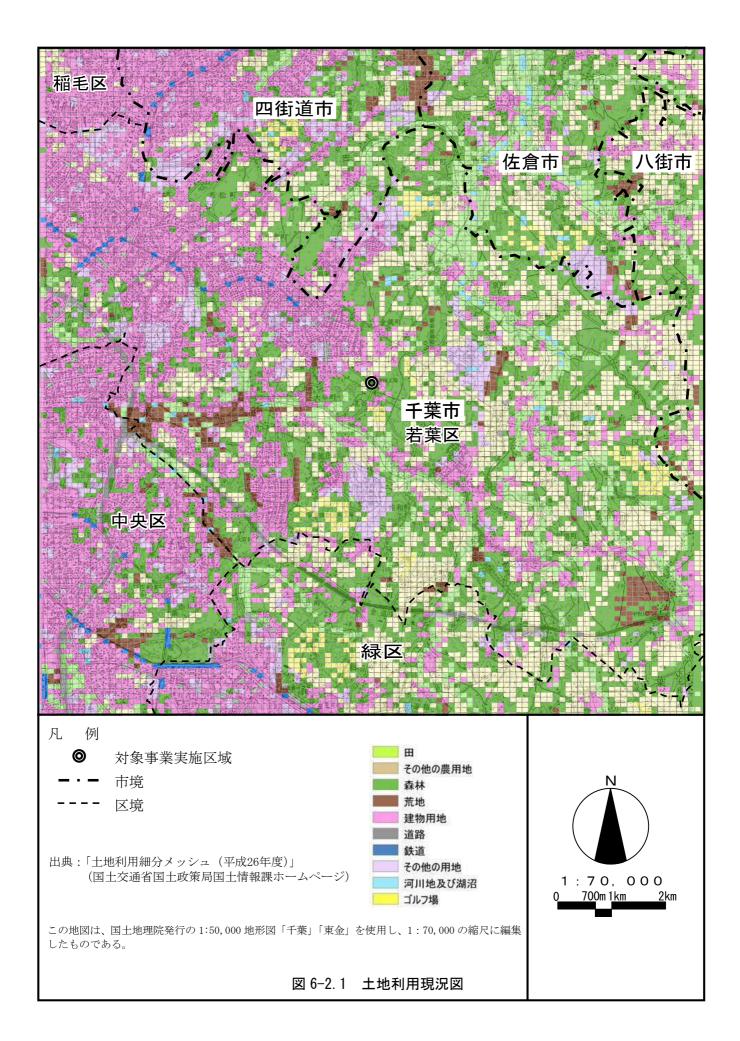
表6-2.4 地目別面積

項目	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
千葉市	面積 (1,000m²)	13, 199	32, 178	87, 662	53	34, 243	88	1,600	22, 458	80,600	272, 080
一	構成比 (%)	4. 9	11.8	32. 2	0.0	12.6	0.0	0.6	8.3	29. 6	100.0
佐倉市	面積 (1,000m²)	19, 050	13, 294	20, 045	123	16, 588	ı	1, 363	6, 956	26, 270	103, 690
	構成比 (%)	18. 4	12.8	19. 3	0. 1	16. 0	_	1. 3	6. 7	25. 3	100.0
四街道市	面積 (1,000m²)	2, 753	5, 399	9, 820	28	5, 160	l	687	8,064	2, 609	34, 520
	構成比 (%)	8.0	15. 6	28. 4	0. 1	14. 9	1	2. 0	23. 4	7.6	100.0
八街市	面積 (1,000m²)	2, 139	34, 370	12, 191	28	9, 549	_	912	4, 511	11, 240	11, 240
八街市	構成比 (%)	2. 9	45. 9	16. 3	0.0	12. 7	_	1. 2	6.0	15. 0	100.0

注1) 平成27年1月1日現在。

注2) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典:「千葉県統計年鑑(平成27年)」(千葉県ホームページ)



2. 都市計画の状況

千葉市及び周辺市の都市計画(用途地域)の指定状況は、表6-2.5に示すとおりである。 また、対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図は、図6-2.2(1)~(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、市街化調整区域となっている。

表6-2.5 都市計画(用途地域)の指定状況

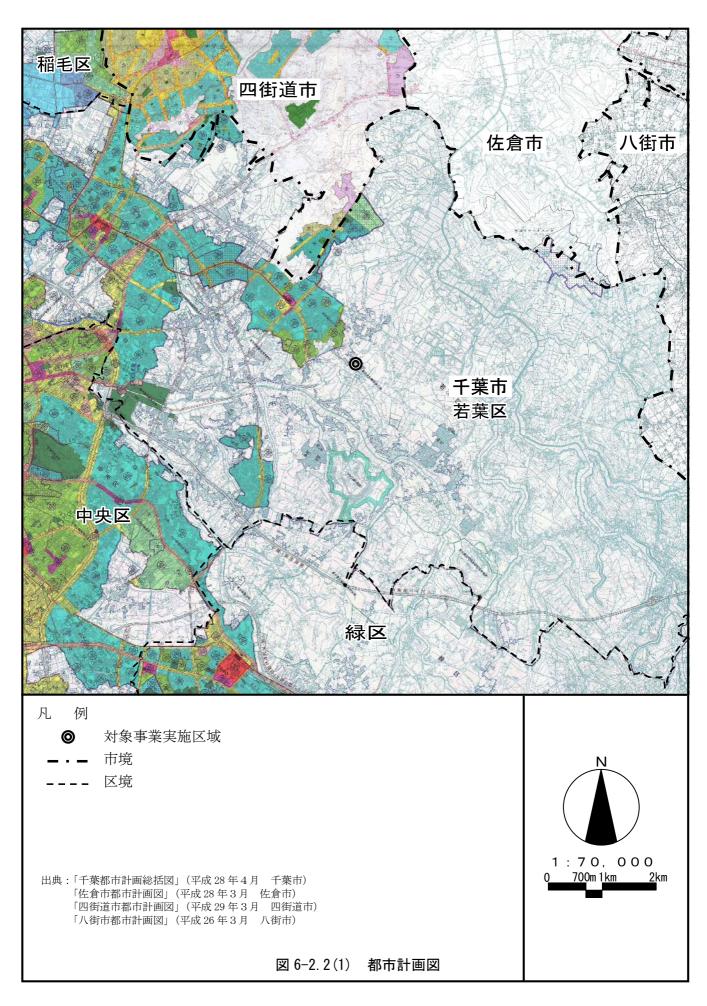
区	——— 分		市	千葉市	佐倉市	四街道市	八街市
		総面積(ha)		27, 176	10, 369	3, 452	7, 494
		第一種低層	面積(ha)	3, 446	1, 316	690	41
		住居専用地域	構成比(%)	12.7	12. 7	20.0	0.5
		第二種低層	面積(ha)	62	_	11	0.7
		住居専用地域	構成比(%)	0.2	_	0.3	0.0
		第一種中高層	面積(ha)	2, 036	151	163	50
		住居専用地域	構成比(%)	7. 5	1.5	4. 7	0.7
		第二種中高層	面積(ha)	608	9	_	193
		住居専用地域	構成比(%)	2. 2	0.1		2.6
		第一種住民地域	面積(ha)	2, 442	351	254	230
		第一種住居地域	構成比(%)	9.0	3.4	7.4	3. 1
		第二種住居地域	面積(ha)	854	164	20	47
			構成比(%)	3. 1	1.6	0.6	0.6
都市	市街化	準住居地域	面積(ha)	82	_	_	_
計	区域		構成比(%)	0.3	_	_	_
画		 近隣商業地域	面積(ha)	497	70	25	9. 4
区域		过 辨问未地域	構成比(%)	1.8	0.7	0.7	0.1
坝		商業地域	面積(ha)	428	36	13	18
		冏耒地域	構成比(%)	1.6	0.3	0.4	0.2
		準工業地域	面積(ha)	631	41	69	5
		毕上耒地域	構成比(%)	2.3	0.4	2.0	0.1
		그 뿐 내나는	面積(ha)	432	28	_	_
		工業地域	構成比(%)	1.6	0.3		<u> </u>
		一大茶年日1797	面積(ha)	1, 363	258	_	_
		工業専用地域	構成比 (%)	5. 0	2. 5	<u> </u>	-
		⇒ 1	面積(ha)	12, 881	2, 424	1, 245	594
		計	構成比 (%)	47. 4	23. 4	36. 1	7. 9
			面積(ha)	14, 327	7, 935	2, 225	_
	市街化調	整区域	構成比 (%)	52. 7	76. 5	64. 5	
	\ \ -	3日31日租左					

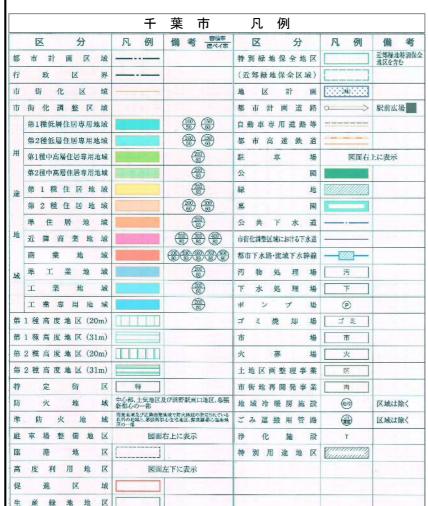
注1) 平成27年3月31日現在。

出典:「平成27年都市計画現況調査」(国土交通省ホームページ)

注2) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注3) 平成26年に国土地理院の面積計測方法が変更されており、都市計画の見直し時期との差異により、各市の都市計画区域の合計と総面積の値が一致しない場合がある。







注)調査範囲内における佐倉市及び八街市については、用途地域の 定めのない区域となっているため、凡例を掲載していない。

出典:「千葉都市計画総括図」(平成28年4月 千葉市) 「佐倉市都市計画図」(平成28年3月 佐倉市) 「四街道市都市計画図」(平成29年3月 四街道市) 「八街市都市計画図」(平成26年3月 八街市)



図 6-2.2(2) 都市計画図(凡例)

6-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の普及状況

千葉市及び周辺市の水道の普及状況は、表6-2.6に示すとおりである。

平成27年度の千葉市の水道普及率は97.3%となっており、水源は利根川である。

表6-2.6 水道の普及状況 (平成27年度)

項目	// I I I I I I I I I I I I I I I I I I	現	在給水人口(人)		
	行政区域内 総人口 ^{注2)} (人)	総 ② ②				
市	1)		上水道	専用水道		
千葉市	973, 289	946, 921	943, 969	2, 952	97. 3	
佐倉市	172, 653	166, 843	166, 713	130	96.6	
四街道市	89, 597	89, 008	88, 733	275	99. 3	
八街市	70, 351	40, 108	37, 833	2, 275	57.0	

注1) 平成27年度の集計値を示している。

出典:「平成27年度 千葉県の水道」(平成29年3月 千葉県)

2. 河川及び海域の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺において、漁業権の設定されている河川はない。

3. 地下水の利用状況

千葉市及び周辺市の地下水揚水量と稼働井戸本数は表6-2.7、千葉市の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移は表6-2.8に示すとおりである。

平成26年において、千葉市内の地下水の揚水量は23,910m³/日であり、稼働井戸本数は285本となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は千葉市環境保全条例により地下水の採取が一部規制されている。

表6-2.7 地下水揚水量と稼働井戸本数(平成26年)

項目			地下水揚水	量 (m³/日)			稼働 井戸本数	
市	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	(本)	
千葉市	1, 488	593	2, 476	17, 221	2, 132	23, 910	285	
佐倉市	3, 928	1, 213	31, 321	5, 104	108	41, 674	114	
四街道市	466	338	23, 719	5, 423	0	29, 946	53	
八街市	44	344	5, 215	4, 340	37	9, 980	163	

注) 平成26年現在の集計値を示している。

出典:「地下水揚水量調査結果」(千葉県ホームページ)

注2) 平成27年国勢調査結果(速報値) 基準で集計した数値を使用している。

表6-2.8 千葉市の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移

項目		地下水揚水量(m³/日)								
年度	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	井戸本数 (本)			
平成22年	3, 762	808	5, 444	19, 198	455	29, 667	293			
平成23年	3, 770	825	2, 628	19, 434	598	27, 255	307			
平成24年	3, 118	647	2, 551	19, 477	588	26, 381	309			
平成25年	2, 704	950	4, 664	17, 949	15	26, 281	311			
平成26年	1, 488	593	2, 476	17, 221	2, 132	23, 910	285			

出典:「地下水揚水量調査結果」(千葉県ホームページ)

6-2-5 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路の状況は、図6-2.3に示すとおりである。また、平成22年度における交通量調査結果は、表 $6-2.9(1)\sim(4)$ に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の主要道路には、一般国道126号、千葉川上八街線などがある。

平成22年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である千葉川上八街線(区間番号40110)では、12時間交通量は9,943台、大型車混入率は15.0%となっている。また、最も交通量の多い一般国道16号(京葉道路)(区間番号10250)では、12時間交通量は72,385台、大型車混入率は26.7%となっている。

2. 鉄道

対象事業実施区域及びその周辺の鉄道の状況は、図6-2.4に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には、千葉都市モノレールの千城台駅及び千城台北駅などがある。

表6-2.9(1) 交通量調査結果(平日)

路線名	区間	 観測地点 作業市稲毛区(作草部町1288地先) 千葉市中央区都町1301地先 一 千葉市書区(加曽利914地先) 一 月塚IC~ 月塚IC~ 		2時間自重 上下合計			寺間自動車 上下合計		昼間 12時間
	番号	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	大型車 混入率
	10130	千葉市稲毛区 作草部町1288地先	25, 421	5, 798	31, 219	34, 957	10, 623	45, 580	18.6%
	10140		18, 888	3, 811	22, 699	26, 395	7, 200	33595	16.8%
	10150	_	15, 608	4, 454	20, 062	22, 243	7, 449	29, 692	22. 2%
一般国道16号	10160	千葉市若葉区 加曽利914地先	16, 673	3, 389	20, 062	23, 308	6, 384	29, 692	16.9%
一板国坦10万	10170		17, 173	3, 493	20, 666	25, 643	5, 452	31, 095	16.9%
	10180	_	11, 867	3, 810	15, 677	15, 398	8, 588	23, 986	24. 3%
	10190	_	7, 240	6, 094	13, 334	10, 477	9, 657	20, 134	45. 7%
	10200	_	7, 259	6, 110	13, 369	10, 504	9, 683	20, 187	45. 7%
	10250	穴川東IC~貝塚IC	53, 073	19, 312	72, 385	71, 576	26, 291	97, 867	26. 7%
	10260	貝塚IC~ 千葉東JCT	46, 187	17, 350	65, 357	62, 804	23, 576	85, 660	27.3%
一般国道16号	10270	千葉東JCT〜 松ヶ丘北IC	31, 773	13, 602	45, 375	42, 184	17, 734	59, 918	30.0%
(京葉道路)	10280	松ヶ丘北IC〜 松ヶ丘南IC	27, 107	12, 779	39, 886	36, 061	16, 691	52, 752	32.0%
	10290	松ヶ丘南IC〜 蘇我北IC	32, 031	13, 645	45, 676	42, 240	17, 815	60, 055	29.9%
	10300	蘇我北IC~蘇我南IC	22, 144	7, 570	29, 714	28, 282	9, 823	38, 105	25. 5%
一般国道51号	10320	千葉市中央区都町 1 丁目 1-3地先	8, 325	807	9, 132	11, 343	1, 077	12, 420	8,8%
	10330	千葉市若葉区桜木 1 丁目 13-11地先 大型車混入率は推定値を	8, 774	911	9, 685	11, 833	2, 113	13, 946	9.4%

注)*斜体*で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。 出典:「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成23年9月 国土交通省道路局)

表6-2.9(2) 交通量調査結果(平日)

路線名	区間	観測地点		2時間自重 上下合計			寺間自動耳 上下合計		昼間 12時間
P1////C1	番号		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	大型車 混入率
	10340	_	<i>15, 853</i>	<i>3, 695</i>	19, 548	22, 237	6, 303	28, 540	18.9%
一般国道51号	10370	四街道市上野 344地先	10, 720	4, 114	14, 834	15, 796	6, 752	22, 548	27.7%
	10380	佐倉市馬渡436 地先	14, 890	4, 977	19, 867	21, 208	8, 394	29, 602	25. 1%
	10350	千葉市若葉区 中野町73-1地先	8, 061	1, 889	9, 950	11, 272	3, 156	14, 428	19.0%
	10360	_	8, 268	1, 682	9, 950	11, 479	2, 949	14, 428	16.9%
一般国道126号	10370	_	10, 355	3, 006	13, 361	16, 854	5, 459	22, 313	22. 5%
	10380	千葉市若葉区 加曽利27-4地先	11, 771	1, 590	13, 361	18, 270	4, 043	23, 313	11.9%
	10410	山田IC~中野IC	22, 696	5, 786	28, 482	29, 512	7, 988	37, 500	20.3%
	10420	中野IC~高田IC	24, 412	6, 335	30, 747	31, 809	8, 752	40, 561	20.6%
千葉東金道路	10430	高田IC~大宮IC	24, 630	6, 566	31, 196	32, 078	9, 174	41, 252	21.0%
	10440	大宮IC~ 千葉東IC	30, 681	8, 074	38, 755	40, 358	11, 193	51, 551	20.8%
	10450	千葉東IC~ 千葉東JCT	29, 190	6, 901	28, 821	29, 288	9, 696	39, 984	23.9%
	40050	千葉市中央区 千葉寺町692	16, 812	1, 207	18, 019	22, 802	1, 656	24, 458	6.7%
千葉大網線	40060	千葉市中央区 赤井町741地先	14, 182	953	15, 135	18, 699	1, 885	20, 584	6.3%
	40070	千葉市緑区 誉田町2-24	11, 763	973	12, 736	16, 084	2, 128	18, 212	7.6%

注) *斜体*で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。 出典:「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成23年9月 国土交通省道路局)

表6-2.9(3) 交通量調査結果(平日)

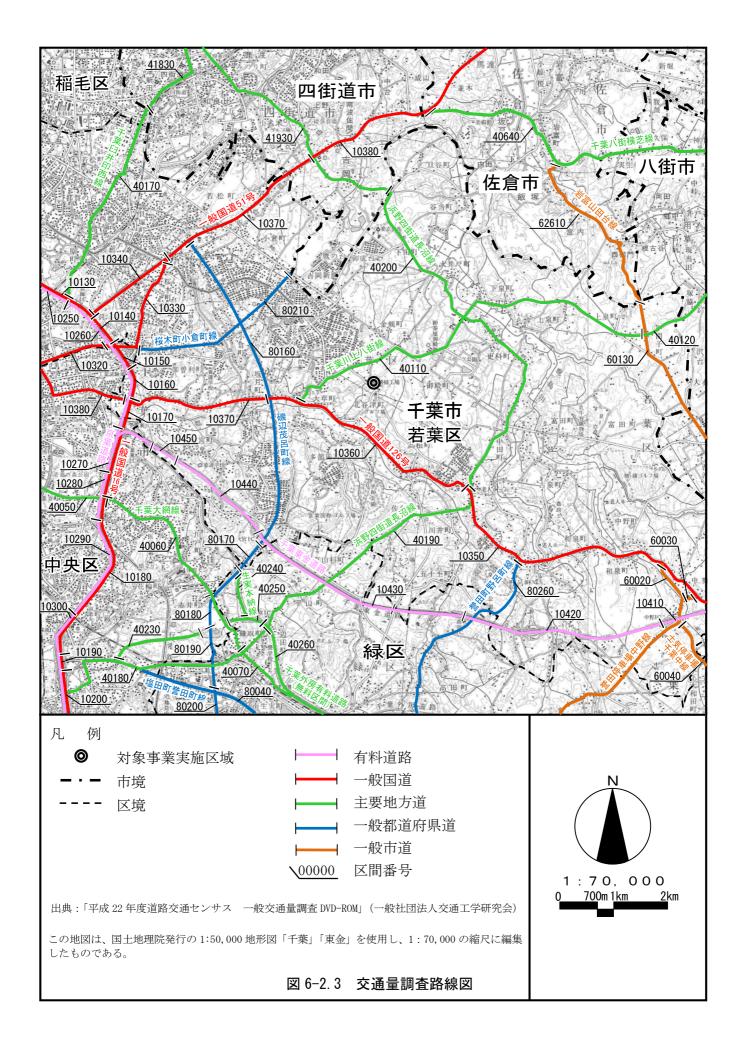
路線名	区間	観測地点		2時間自動 上下合計			寺間自動耳 上下合計		昼間 12時間
SHWY H	番号	Pand, Dill	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	大型車 混入率
工去 川 1. 川 在 始	40110	千葉市若葉区 下泉町37	8, 450	1, 493	9, 943	11, 164	2, 259	13, 423	15.0%
千葉川上八街線	40120	八街市小谷流 121地先	4, 894	580	5, 474	6, 833	1, 002	7, 390	10.6%
不要自共和軍領	40170	千葉市若葉区 若松町940地先	8, 453	697	9, 150	11, 843	1, 333	13, 176	9.1%
千葉臼井印西線	41830	四街道市 四街道3丁目 4-30地先	8, 347	694	9, 041	10, 815	1, 390	12, 205	7.7%
	40180	千葉市中央区 生実町2547-1 地先	6, 205	549	6, 754	8, 707	1, 019	9, 726	8.1%
浜野四街道	40190	千葉市若葉区 佐和町75地先	4, 861	456	5, 317	6, 665	938	7, 603	8,6%
長沼線	40200	_	<i>6, 228</i>	1, 367	7, 595	8, 805	2, 056	10, 861	18.0%
	41930	千葉市若葉区 谷当町1066-1 地先	7, 636	1, 552	9, 188	10, 144	2, 260	12, 404	16.9%
生実本納線	40230	千葉市中央区 生実町2407	3, 015	394	3, 409	3, 946	656	4, 602	11.6%
生美华柳脉	40240	千葉市緑区 平山町1933	10, 821	1, 375	12, 196	14, 151	2, 314	16, 465	11.3%
生実本納線	40250	千葉市緑区 辺田町151-1	14, 435	1, 681	16, 116	18, 835	2, 922	21, 757	10.4%
(千葉外房有料道路)	40260	千葉市緑区 高田町396-5	12, 730	1, 419	14, 149	16, 593	2, 508	19, 101	10.0%
千葉八街横芝線 注) 斜体で示した交通	40640	八街市八街い 1-171	7, 148	1, 164	8, 312	9, 417	1,804	11, 221	14.0%

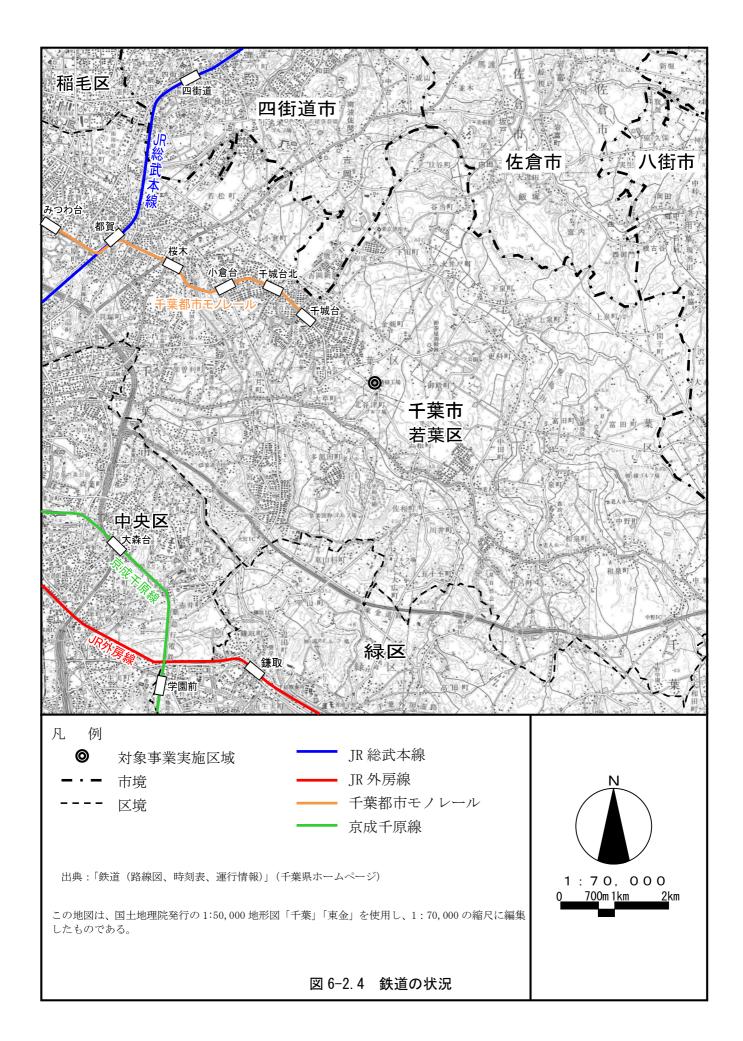
注) *斜体*で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。 出典:「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成23年9月 国土交通省道路局)

表6-2.9(4) 交通量調査結果(平日)

路線名	区間	観測地点		2時間自動			寺間自動5 上下合計		昼間 12時間
	番号	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	大型車 混入率
誉田停車場中野線	60020	千葉市緑区 下大和田町2625 地先	2, 895	387	3, 282	3, 791	640	4, 431	15.4%
含山竹牛勿干判例	60030	_	7, 544	746	8, 290	9, 808	1, 384	11, 192	9.0%
土気停車場 千葉中線	60040	千葉市緑区 下大和田町1025 地先	4, 440	470	4, 910	5, 781	848	6, 629	9.6%
岩富山田台線	60130	_	1, 902	165	2, 067	2, 466	324	2, 790	8.0%
石田川山口(水	62610	佐倉市七曲356	1, 176	78	1, 245	1,518	175	1, 693	6.2%
塩田町誉田町線	80040	千葉市中央区 南生実町1439-10 地先	17, 692	939	18, 631	24, 595	2, 234	26, 829	5.0%
	80160	千葉市若葉区 坂月町210	10,601	1,001	11, 602	13, 940	1, 219	15, 159	8.6%
	80170	千葉市若葉区 大宮町2194 地先	19, 922	2, 156	22, 078	25, 736	3, 407	29, 143	9.8%
磯辺茂呂町線	80180	千葉市緑区 平山町1922-55 地先	9, 825	876	10, 701	12, 643	1, 482	14, 125	8.2%
	80190	千葉市緑区 おゆみ野1丁目 40-13地先	8, 068	471	8, 539	10, 965	1, 246	12, 211	5.5%
	80200	千葉市緑区 おゆみ野中央 3-25	14, 682	1, 205	15, 887	20, 568	2, 309	22, 877	7.6%
桜木町小倉町線	80210	千葉市若葉区 加曽利933地先	12, 637	843	13, 480	17, 631	1, 780	19, 411	6.3%
学田町野呂町線 注) 斜体で示した交通	80260	千葉市緑区 高田401-7	5, 641	567	6, 208	7, 336	1, 045	8, 381	9.1%

注) *斜体*で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。 出典:「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成23年9月 国土交通省道路局)





6-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設は、表 $6-2.10(1)\sim(3)$ 及び表 $6-2.11(1)\sim(5)$ に、配置の状況は、図 $6-2.5(1)\sim(2)$ 及び図 $6-2.6(1)\sim(3)$ に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺は、農地や山林となっており、一部に住宅もみられる。対象事業実施区域最寄りの環境の保全について配慮が特に必要な施設としては、北側約800mに位置する保育施設である千城台東認定こども園等があげられる。

住宅の配置の状況について、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北西側の若葉区 千城台東となっている。

表6-2.10(1) 環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

区分	Ī	市区	No.	施設名	住 所
			1	更科小学校	更科町2073
			2	更科小学校富田分校	富田町83
			3	坂月小学校	坂月町298
			4	桜木小学校	桜木3丁目26-1
			5	若松小学校	若松町360-1
			6	若松台小学校	若松台2-25-1
			7	小倉小学校	小倉台5丁目1-1
			8	千城小学校	大宮町2655
			9	千城台旭小学校	千城台東3丁目18
		若葉区	10	千城台西小学校	千城台西2丁目21-1
			11	千城台北小学校	千城台北1丁目4-1
			12	千城台南小学校	千城台南1丁目19-1
			13	大宮小学校	大宮台7丁目8-1
			14	大宮台小学校	大宮町2082
			15	都賀の台小学校	都賀の台2-13-1
			16	白井小学校	野呂町215
	千葉市		17	北貝塚小学校	貝塚町1093
			18	みつわ台北小学校	みつわ台3-5-1
			19	千城台東小学校	千城台東1丁目15-1
			20	宮崎小学校	宮崎2-3-13
▲小学校			21	松ケ丘小学校	松ヶ丘町580
			22	仁戸名小学校	仁戸名町380
			23	星久喜小学校	星久喜町1060
			24	生浜小学校	浜野町1335
		中央区	25	生浜東小学校	生実町1928
			26	川戸小学校	川戸町450
			27	大巌寺小学校	大巖寺町375
			28	大森小学校	大森町268
			29	鶴沢小学校	鶴沢町21-1
			30	都小学校	都町1129
		稲毛区	31	山王小学校	山王町121
			32	扇田小学校	おゆみ野中央1-26
		緑区	33	11111111	辺田町141
	H A 1:		34	1	おゆみ野1-53
}	佐倉市		35	弥富小学校	岩富町145
			36	旭小学校	山梨1485
			37	吉岡小学校	鷹の台3丁目2
	四街道市	i	38	山梨小学校	旭ヶ丘1-9-12
			39	四街道小学校	四街道1557
l		<u> </u>		四和小学校	和良比228
U			41	和良比小学校	美しが丘3-12

出典:「平成28年度版千葉県教育便覧」(千葉県ホームページ)

「平成28年度教育要覧」(千葉市ホームページ) 「佐倉市の小中学校」(佐倉市ホームページ) 「市内小・中学校一覧」(四街道市ホームページ)

「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」(淑徳大学ホームページ)

「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」(千葉県ホームページ)

「千葉市内の幼稚園一覧」(千葉市ホームページ) 「任倉市の市立幼稚園」(佐倉市ホームページ) 「佐倉市の市立幼稚園」(佐倉市ホームページ) 「図書館・公民館図書室マップ」(千葉市図書館ホームページ) 「四街道市立四街道公民館」(公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ)

表6-2.10(2) 環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

区分	Ī	市区	No.	施設名	住 所
			1	加曽利中学校	加曽利町961-5
	İ		2	貝塚中学校	貝塚1-7-1
			3	更科中学校	更科町2112
	İ		4	山王中学校	若松町774
	İ	若葉区	5	若松中学校	若松町2106-2
	İ	1.75,41	6	千城台西中学校	千城台西2丁目20-1
	İ		7	千城台南中学校	千城台南1丁目20-1
	1		8	大宮中学校	大宮町2077
	千葉市		9	白井中学校	野呂町623
■中学校	İ		10	松ケ丘中学校	松ヶ丘440
			11	星久喜中学校	星久喜町823
			12	生浜中学校	南生実町258
		中央区	13	千葉明徳中学校	南生実町1412
	İ		14	川戸中学校	川戸町443
	İ		15	蘇我中学校	白旗1-5-3
		緑区	16	有吉中学校	おゆみ野2-41
	1	1141	17	旭中学校	南波佐間267
	四街道市	i	18	四街道西中学校	大日23
	1017211		19	四街道中学校	めいわ1-3
			1	桜林高等学校	桜木北1丁目17-32
		若葉区	2	若松高等学校	若松町429
			3	千城台高等学校	千城台西2丁目1-1
	1		4	千葉大宮高等学校	大宮町2699-1
	千葉市		5	泉高等学校	高根町875-1
◆高等学校			6	千葉工業高等学校	今井町1478
	İ	中央区	7	千葉南高等学校	花輪町45-3
		1 / / / /	8	千葉明徳高等学校	南生実町1412
		四街道市		愛国学園大学付属	
	四街道市			四街道高等学校	四街道1532-16
			10	千葉敬愛高等学校	四街道1522
			1	植草学園短期大学	小倉町1639-3
		若葉区	2	東京情報大学	御成台4丁目4-1
			3	植草学園大学	小倉町1639-3
	İ		4	千葉明徳短期大学	南生実町1412
	1		_	淑徳大学	
★大学	千葉市		5	第1キャンパス	大厳寺町200
		中央区		淑徳大学	L = A Propo
			6	千葉第2キャンパス	仁戸名町673
			7	千葉県立保健医療大学	La Transport
			7	千葉第2キャンパス	仁戸名町645-1
	四街道市	i	8	愛国学園大学	四街道1532
		- - - - 	1	桜が丘特別支援学校	加曽利町1538
		若葉区	2	養護学校	大宮町1066-1
	千葉市	中央区	3	仁戸名特別支援学校	仁戸名町673
○特別支援学校			4	千葉聾学校	鎌取町65-1
		緑区	5	袖ヶ浦特別支援学校	誉田町1-45-1
	四街道市	<u>'</u>	6	四街道特別支援学校	鹿渡934-45
山曲·「亚d20年度版4萬				- (i)	72.0001 10

出典:「平成28年度版千葉県教育便覧」(千葉県ホームページ)

「平成28年度教育要覧」(千葉市ホームページ)

[「]佐倉市の小中学校」(佐倉市ホームページ) 「市内小・中学校一覧」(四街道市ホームページ) 「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」(淑徳大学ホームページ)

[「]アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」(千葉県ホームページ)

[「]千葉市内の幼稚園一覧」(千葉市ホームページ)「佐倉市の市立幼稚園」(佐倉市ホームページ)

[「]図書館・公民館図書室マップ」(千葉市図書館ホームページ) 「四街道市立四街道公民館」(公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ)

表6-2.10(3) 環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

区分	市	区	No.	施設名	住 所
			1	のぞみ幼稚園	千城台西1丁目31-1
			2	へいわ幼稚園	千城台東1丁目6-2
			3	みのり幼稚園	都賀5-20-26
			4	やまびこ幼稚園	高根町898-2
			5	加曽利幼稚園	加曽利町953-3
			6	若松台幼稚園	若松町401
		若葉区	7	千城台南幼稚園	千城台南2丁目8-14
			8	千城東幼稚園	千城台東3丁目14-1
			9	千葉聖心幼稚園	みつわ台3-6
			10	千葉文化幼稚園	桜木4丁目16-38
			11	泉幼稚園	小倉台3丁目11-1
			12	大宮幼稚園	大宮台6丁目10-3
			13	都賀の台幼稚園	都賀の台4-26-15
	千葉市		14	こまどり幼稚園	宮崎町234-1
	衆川		15	ひまわり幼稚園	松ヶ丘町611
●幼稚園			16	葵幼稚園	仁戸名町205
			17	山百合幼稚園	都町1177-1
		中央区	18	松ヶ丘幼稚園	仁戸名町552
		十大区	19	仁戸名幼稚園	仁戸名町616
			20	千葉明徳短期大学附属幼稚園	南生実町1412
			21	大巖寺幼稚園	大巖寺町186
			22	都幼稚園	都町 1-46-22
			23	梅乃園幼稚園	矢作町939-6
		稲毛区	24	山王幼稚園	山王町153-2
			25	おゆみの幼稚園	おゆみ野4-30
		緑区	26	こざくら幼稚園	平山町65-1
		水 凸	27	ほまれ幼稚園	誉田町1-1007
			28	聖母マリア幼稚園	辺田町552
	佐倉市		29	弥富幼稚園	岩富町145
	四街道市		30	四街道さつき幼稚園	下志津新田2531-6
	디티브미		31	四街道旭幼稚園	小名木北ノ内77-3
			1	若葉図書館	千城台西2-1-1
			2	若葉図書館泉分館	野呂町622-10
			3	更科公民館図書室	更科町2254-1
		若葉区	4		大宮町3221-2
☆図書館			5	若松公民館図書館	若松町2117-2
	千葉市				桜木3丁目17-29
			7	若葉図書館西都賀分館	西都賀2丁目8-8
			8	みつわ台公民館図書館	みつわ台3丁目12-17
		中央区	9	みやこ図書館	都町3丁目11-3
			10	みやこ図書館白旗分館	白旗1丁目3-16
		稲毛区	11	山王公民館図書館	六方町55-29
出曲·「巫成28年度版千葉県	四街道市			四街道公民館図書室	四街道1532-17

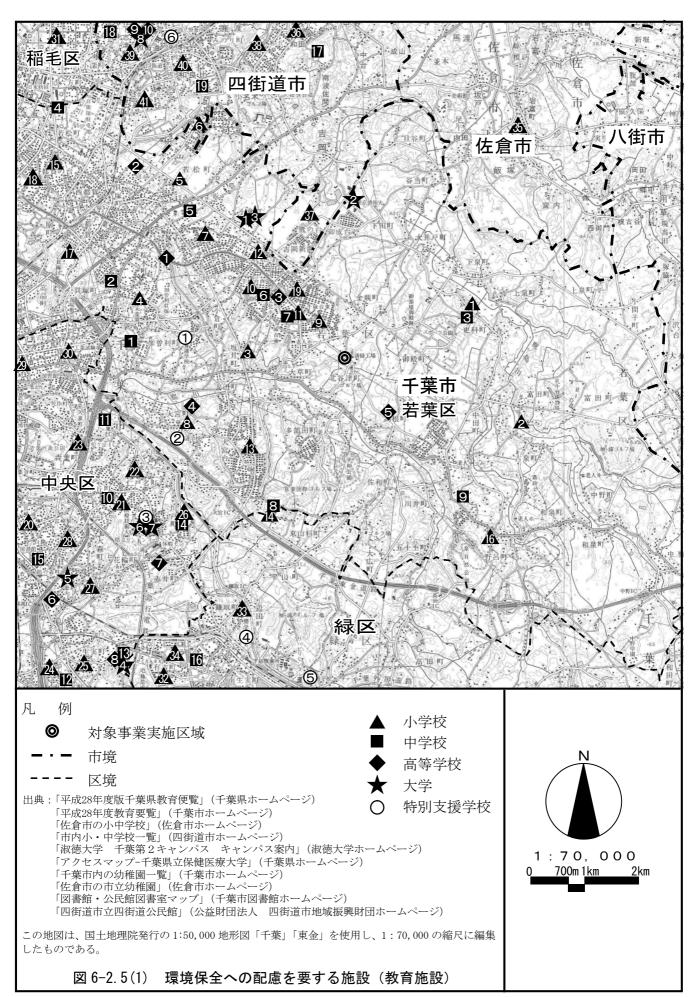
出典:「平成28年度版千葉県教育便覧」(千葉県ホームページ)

「平成28年度教育要覧」(千葉市ホームページ)

「佐倉市の小中学校」(佐倉市ホームページ) 「佐倉市の小中学校」(佐倉市ホームページ) 「市内小・中学校一覧」(四街道市ホームページ) 「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」(淑徳大学ホームページ)

「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」(千葉県ホームページ) 「千葉市内の幼稚園一覧」(千葉市ホームページ) 「佐倉市の市立幼稚園」(佐倉市ホームページ)

「図書館・公民館図書室マップ」(千葉市図書館ホームページ) 「四街道市立四街道公民館」(公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ)



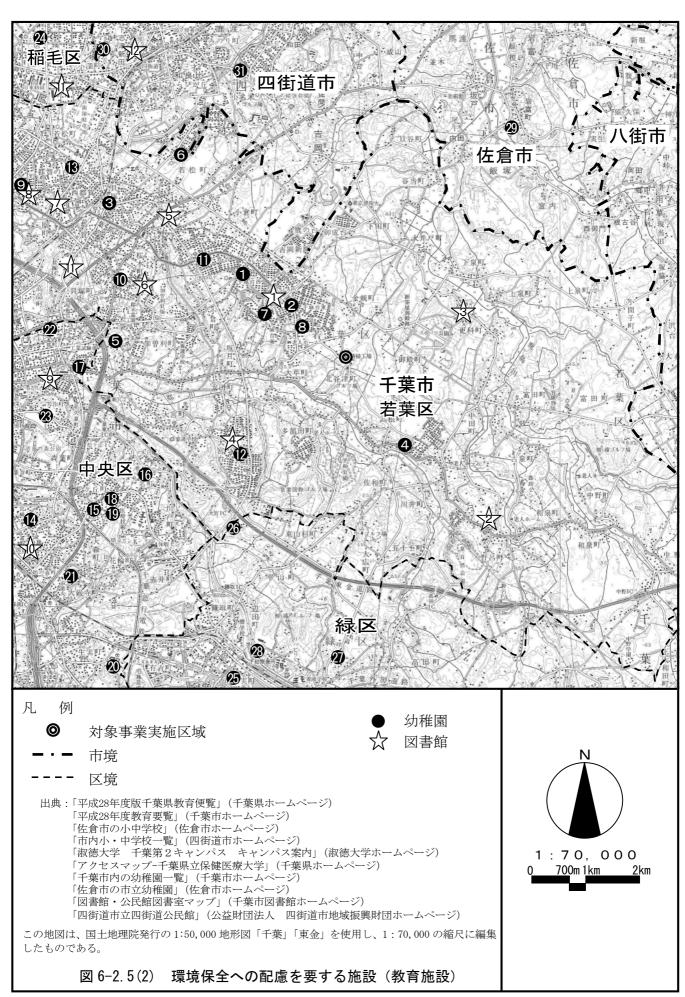


表6-2.11(1) 環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設等)

区分	Ī	市区	No.	施設名	住所
			1	千葉中央メディカルセンター	加曽利町1835-1
			2	泉中央病院	高根町964-42
			3	高根町整形外科	高根町979-1
			4	総泉病院	更科町2592
			5	篠崎病院	若松町2120
			6	千野外科医院	小倉町1753-10
		若葉区	7	都賀レディースクリニック	西都賀1-7-6
			8	千葉市桜木園	桜木8-31-15
			9	たて産婦人科	都賀3-6-18
			10	みつわ台総合病院	若松町531-486
			11	千葉刑務所医務部診療所	貝塚町192
			12	福往医院千葉	みつわ台4-17-5
			13	陸上自衛隊下志津駐屯地医務室	若松町902
	千葉市		14	千葉東病院	仁戸名町673
□病院	一条川		15	千葉病院	仁戸名町682
			16	千葉県がんセンター	仁戸名町666-2
		中央区	17	千葉大学医学部付属病院	亥鼻1-8-1
		中大区	18	三愛記念そが病院	宮崎町2-11-15
			19	千葉市立青葉病院	青葉町1273-2
			20	柏木産婦人科内科医院	白旗2-7-2
			21	ホタカ整形外科	生実町2532-7
		稲毛区	22	山王病院	山王町166-2
			23	下総精神医療センター	辺田町578
			24	千葉県こども病院	辺田町579-1
		緑区	25	千葉リハビリテーション センター	誉田町1-45-2
			26	かまとり武田肛門科	おゆみ野3-36-2
			27	みやけウィメンズクリニック	おゆみ野中央1-18-5
İ	FF (1-3)4-1-		28	四街道徳洲会病院	吉岡1830-1
İ	四街道市		29	下志津病院	鹿渡934-5
	養護老人邓	ナーム			
	工卉士	本 華豆	1	清和園	若松町792-1
	千葉市	若葉区	2	和陽園	千城台南4-13-1
	特別養護	老人ホーム			
			3	和陽園	千城台南4-13-1
			4	小倉町いずみ苑	小倉町1325-1
			5	サンライズビラ	大宮町2107
			6	菜の花園	大宮町1621
			7	セイワ若松	若松町792-1
			8	いずみ苑	中田町1044-55
◇福祉施設		若葉区	9	第2いずみ苑	中田町1044-32
			10	中野園	中野町2148-6
Ē	千葉市		11	昌晴園	野呂町736-1
			12	恵光園	大広町252-4
			13	ちば美香苑	佐和町322-88
			14	清和園	多部田町1468
			15	更科ホーム	更科町2593-2
			16	都苑	川戸町2
		中中区	17	あかいの郷	赤井町284
		中央区	18	星久喜白山荘	星久喜町152-2
j			19	淑徳共生苑	生実町2407-1

注)病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典:「病院・診療所名簿」(ちば医療なび)

「社会福祉施設等一覧表(平成27年度)」(千葉県ホームページ)

「千葉市内の高齢者施設一覧」(千葉市ホームページ)

「地域密着型サービスについて」(四街道市ホームページ) 「千葉保育園マップ」(千葉市ホームページ)

表6-2.11(2) 環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設等)

区分	市	i区	No.	施設名	住 所
		稲毛区	20	双樹園	山王町162-1
	(.	,,,,	21	営田園	高田町1790-1
	千葉市	緑区	22	ときわ園	平川町1731
			23	けやき園	鎌取町75-1
Ì	佐倉市		24	弥富あさくら	岩富町541
Ì	四街道市		25	まごころ館四街道	中台498-1
	軽費老人ホ	ーム(ケア	ハウン	ス)	
			26	若葉園	都賀2-13-1
		本 本	27	サニー秋桜	東寺山町2-6
		若葉区	28	いずみ苑	中田町1044-55
			29	恵光園	大広町252-4
	千葉市	中央区	30	都苑	川戸町2
		中大区	31	あかかぶ園	赤井町33-1
		稲毛区	32	モンテクローネ	山王町173-2
		緑区	33	誉田園	高田町1790-1
				けやき園	鎌取町75-1
	地域密着型	サービス事	業所	(小規模多機能型居宅介護)	
		若葉区	35	デイホームおもとの郷御成台	御成台3-2
•			36	小規模多機能アットホームケア	仁戸名町721-13
	千葉市	中央区	37	小規模多機能型居宅介護施設	 花輪町100-1
人与机块机				「木もれ陽の郷」	
▲福祉施設		緑区	38	小規模多機能型居住介護みどり	平山町2008-1
	地域密着型	サービス事		(認知症対応型共同生活介護事業所)	
			39	グループホームノーマライ心の花	千城台北1-29-7
			40	ひよりの里	小倉町875-9
			41	愛の家グループホーム千葉小倉	小倉町1802-15
			42	グループホーム木もれ陽	大宮町3099-1
			43	あんしんケアホーム若葉 シャローム若葉グループホーム虹	大宮町3094-2
			44	の家	若松町2170-8
			45	ちば若葉グループホームそよ風	 若松町531-642
			46	ニチイケアセンター都賀	都賀4-10-18
			47	アットホームケア桜木	桜木4-19-32
	千葉市	若葉区	48	グループホームひだまりの家	東寺山町1067-9
			49	グループホーム宮田	中田町1041-1
			50	グループホームゆるいの里	中田町2348-1
		51	グループホーム星の里	野呂町738-2	
			52	グループホームさくらんぼ	野呂町1793-355
			53	グループホーム佐和の杜	佐和町322-88
			54	グループホームノーマライ	下田町1263-56
			04	心の花御成	Hw11709 90
			55	グループホームおもとの	御成台3-2
			00	郷御成台	

出典:「病院・診療所名簿」(ちば医療なび)

「社会福祉施設等一覧表(平成27年度)」(千葉県ホームページ)

「千葉市内の高齢者施設一覧」(千葉市ホームページ) 「地域密着型サービスについて」(四街道市ホームページ)

「千葉保育園マップ」(千葉市ホームページ)

表6-2.11(3) 環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設等)

区分		市区	No.	施設名	住 所
			56	グループホームきらら都町	都町1212-4
			57	グループホーム暮らしの里 さくら苑	都町1078-3
	 千葉市	中央区	58	アットホームケア仁戸名	仁戸名町507-4
	丁柴川	中天区	59	グループホーム赤かぶ園	赤井町33-1
			60	アット・ホームケア千葉中央	星久喜町155-5
			61	大森台ケアセンターそよ風	大森町250-1
			62	グループホームハーモニーそが	蘇我4-22-11
	四街道市		63	グループホームよしおか	吉岡1803-5
	四街旭川		64	はなまるホーム四街道	鹿渡593
	介護老人	保健施設			
			65	いずみ苑リハビリケアセンター	高根町964-49
		 若葉区	66	はつらつリハビリセンター	小間子町3-132
		石 荣 스	67	若松ケアセンター	若松町2121
			68	秀眉園	加曽利町1803-1
	工	中中区	69	葵の園・はまの	浜野町423-1
	千葉市	中央区	70	千葉病院付属介護老人保健施設	仁戸名町682
		稲毛区	71	アーバンケアセンター	山王町168-8
			72	ダンディライオン	山王町174
		緑区	73	ケアセンターけやき園	鎌取町81-1
▲ 垣 知 #左記		旅	74	コミュニティ広場うぐいす園	高田町1784-2
◇福祉施設	四街道市		75	四街道徳洲苑	吉岡1830-1
	有料老人	ホーム			·
			76	オアゾ桜木	小倉町1763-13
		 若葉区	77	そんぽの家 都賀	桜木北2-14-1
		石柴区	78	若葉の丘	小倉町1763-12
			79	ベストライフ都賀	桜木5-10-12
			80	敬老園サンテール千葉	仁戸名町682-70
		445	81	ハイアットレジデンス 季美の都ちば	都町1212-31
	İ	中央区	82	アットホームケアセンター	仁戸名町721-13
	千葉市		83	さわやかゆう輝の里	川戸町254-1
			84	アートヒルズ蘇我	宮崎2-1-32
			85	アーバンリビング稲毛	山王町327-1
		稲毛区	86	サニーライフ稲毛	山王町142-1
			87	プラチナ・シニアハウスいなげ	山王町103-4
			88	すみれ	高田町590
			89	サニーライフおゆみ野	おゆみ野2-17-1
		緑 区	90	鎌取ケアコミュニティそよ風	おゆみ野3-26-3
	İ		91	ミモザおゆみ野	おゆみ野中央5-3-6
	四分十十		92	ほっとはぁと・四季平安の杜	鷹の台3-3-23
	四街道市		93	ありがとうホーム和良比	和良比952-137
注) 庁陸は去古べる	リウベキッサ	5/L 4/2 4/1 4/2 5/L 1	ナ大明・	も滞在するものを示している。	<u> </u>

出典: 「病院・診療所名簿」(ちば医療なび)

「社会福祉施設等一覧表(平成27年度)」(千葉県ホームページ)

「千葉市内の高齢者施設一覧」(千葉市ホームページ) 「地域密着型サービスについて」(四街道市ホームページ)

「千葉保育園マップ」(千葉市ホームページ)

表6-2.11(4) 環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設等)

区分	-	过区	No.	施設名	住 所
	Ì		1	千城台東認定こども園	千城台東4-33-1
			2	大宮台保育所	大宮台7-8-2
			3	小倉台保育所	小倉台4-18-2
			4	坂月保育所	坂月町294-1
			5	桜木保育所	桜木1-40-1
			6	更科保育所	更科町2073-27
			7	多部田保育所	多部田町754-39
			8	千城台西保育所	千城台西3-8-1
	1		9	千城台東第一保育所	千城台東2-8-1
			10	都賀の台保育所	都賀の台3-6-1
			11	野呂保育所	野呂町622
			12	キッズマーム保育園	西都賀3-17-12
			13	すずらん保育園	若松町2106-3
			14	千葉聖心保育園	若松町531-197
			15	都賀保育園	都賀5-1-11
			16	マミー&ミー西都賀保育園	西都賀3-20-3
		若葉区	10		シバタハイツ都賀1F
			17	ミルキーホーム都賀園	都賀3-8-14
			18	キッズ倶楽部	都賀3-17-5
			10	インへ伝来師	戸村第2ハイツ101
			19	やまどり保育園	都賀2-12-11
O保育施設	千葉市		10		技工ビル1F
一 体 月 旭 政			20	エデュケア・チルドレン・ ハウスにじ	西都賀1
	İ		21	若葉保育園	原町925-21
			22	たいよう保育園	みつわ台3-12-1
	İ		23	旭ヶ丘保育園	都賀1-1-1
			24	みつばち保育園	桜木北2-10-6
			25	若竹保育園	若松町331
			26	おうちほいくもみじのて	若松町2216
			27	たくみん保育園	小倉台4-19-2
			28	ひまわり保育園	桜木北1-15-1
			29	ベビー&キッズルームおあふ	千城台東3-23-3
			30	川戸保育所	川戸町424-1
			31	星久喜保育所	星久喜町1063-6
			32	都保育所	都町2-26-5
			33	松ヶ丘保育園	松ヶ丘町563-1
		中央区	34	大森保育所	大森町268
			35	白旗保育所	白旗2-6-11
			36	慈光保育園	大巌寺町457-5
			37	ローゼンそが保育園	蘇我5-44-2
			38	生実保育所	生実町1940-1
		稲毛区	39	山王保育園	山王町153-16
	<u> </u>	間七区	40	小深保育所	小深町261-7

出典:「病院・診療所名簿」(ちば医療なび)

「社会福祉施設等一覧表(平成27年度)」(千葉県ホームページ)

「千葉市内の高齢者施設一覧」(千葉市ホームページ)

「地域密着型サービスについて」(四街道市ホームページ)

「千葉保育園マップ」(千葉市ホームページ)

表6-2.11(5) 環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設等)

区分	市	区	No.	施設名	住 所
			41	平山保育所	平山町138
			42	あおぞら保育園	鎌取町273-146
			43	認定こども園かしの木	おゆみ野2-1-15
	千葉市 一葉市	緑区	44	おゆみ野保育園	おゆみ野2-7
	朱川		45	げんき保育園	おゆみ野3-26-1
			46	かるがも保育園鎌取駅前園	おゆみ野3-10-7
			47	ココファン・ナーサリーおゆみ野	おゆみ野4-3-5
			48	かまとり保育園	おゆみ野4-30
O保育施設			49	四街道保育園	四街道3-10-9
の休月旭以			50	かるがも保育園四街道園	四街道1-8-4
			51	エンゼルテーション保育園	四街道1-13-1
			52	たけのこ保育園	下志津新田2531-9
	四街道市		53	さつき保育園	鹿渡1094
	四国短川		54	ミルキーホーム四街道園	鹿渡1124-3
		-		 まちの保育園四街道駅前	四街道2-2-21
			55	よりツMHM四四担制制	オークウッド1階
		5		テンダーラビング保育園わらび	和良比517-15
	İ		57	ゆうゆう保育園	和良比686-1

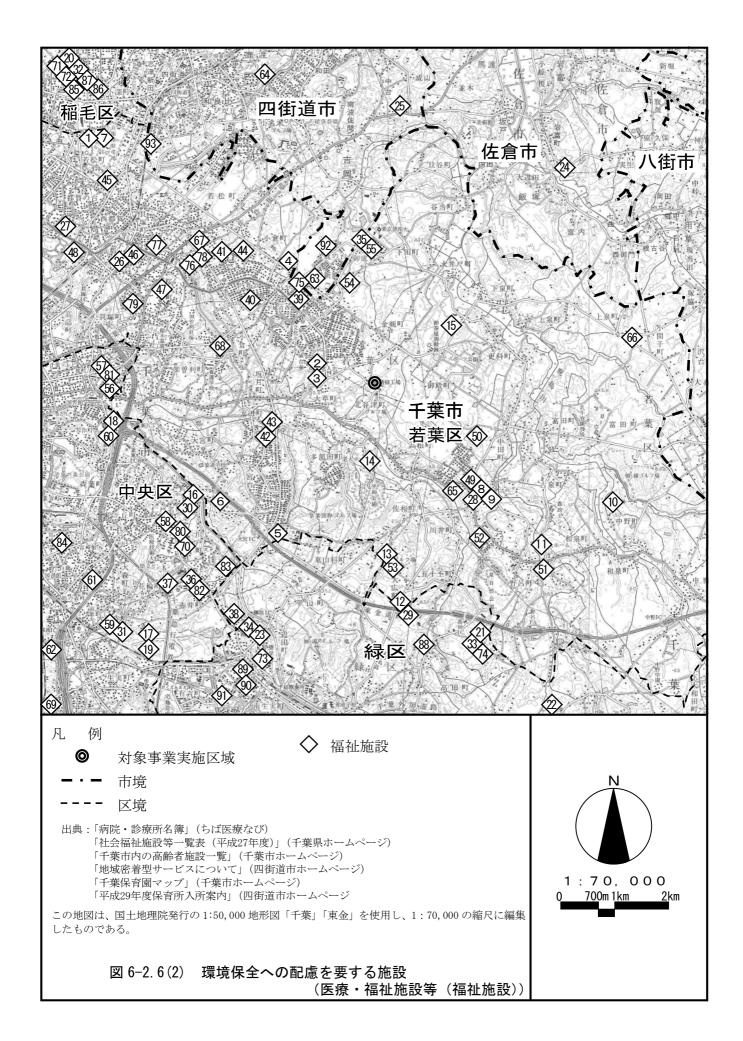
出典:「病院・診療所名簿」(ちば医療なび)

「社会福祉施設等一覧表(平成27年度)」(千葉県ホームページ)

「千葉市内の高齢者施設一覧」(千葉市ホームページ) 「地域密着型サービスについて」(四街道市ホームページ)

「千葉保育園マップ」(千葉市ホームページ)







6-2-7 下水道の整備の状況

千葉市及び周辺市の公共下水道の普及状況は、表6-2.12に示すとおりである。また、千葉市における公共下水道の普及状況の推移は、表6-2.13に示すとおりである。

千葉市の平成26年度の公共下水道普及率は、人口比で97.2%である。

表6-2.12 公共下水道普及状況 (平成26年度)

	行政	区域	全体	整備	処理		
市	面積 (ha)	人口 (千人)	計画 面積 (ha)	五積 (ha)	人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
千葉市	27, 176	962.6	13, 191	12, 261	936.0	92.9	97. 2
佐倉市	10, 369	177.4	4, 786	2, 737	163.6	57. 2	92. 2
四街道市	3, 452	91.2	2,050	1, 119	81.4	54. 6	89. 2
八街市	7, 494	73. 2	1,030	438	20. 1	42.5	27. 4

注1)人口は平成27年3月1日現在、行政区域面積は平成26年10月1日現在の値を示している。

表6-2.13 千葉市の公共下水道普及状況の推移

	行政	区域	全体	整備	処理		
年度	面積 (ha)	人口 (千人)	計画 面積 (ha)	五積 (ha)	人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率(人口比%)
平成22年度	27, 208	937. 0	13, 191	12, 180	910. 2	92.3	97. 1
平成23年度	27, 208	937. 0	13, 191	12, 189	910. 5	92. 4	97. 2
平成24年度	27, 208	958. 0	13, 191	12, 247	931.6	92.8	97. 2
平成25年度	27, 176	959. 0	13, 191	12, 255	932. 9	92. 9	97. 2
平成26年度	27, 176	962.6	13, 191	12, 261	936. 0	92. 9	97. 2

注)端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典:「千葉県統計年鑑(平成23~27年)」(千葉県ホームページ)

注2) 端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。 出典:「千葉県統計年鑑 (平成27年)」(千葉県ホームページ)

6-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大 気

① 大気汚染に係る環境基準等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表6-2.14(1)~(4)に示すとおり定められている。また、環境基準以外の指針値等には、表6-2.15に示すものがある。

表6-2.14(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄(SO ₂)	1 時間値の1日平均値が0.04ppm以下 であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下 であること。	
一酸化炭素(CO)	1 時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質(SPM)		浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm以下のものをいう。
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下 であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (0 _x)	1 時間値が0.06ppm以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表6-2.14(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン		継続的に摂取される場合には人の健康を
トリクロロエチレン	1年半均値が0.2mg/m³以下であること。	損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健
テトラクロロエチレン		康に係る被害が未然に防止されるように することを旨として、その維持又は早期達
ジクロロメタン		成に努めるものとする。

注)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表6-2.14(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

ĺ	物質	環境上の条件	備考
	微小粒子状物質	下であり、かつ、1日平均	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μ mの粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表6-2.14(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環 境 上 の 条 件	備考
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表6-2.15 その他の指針値等

物質	指 針 値・目 標 値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下	1
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下 であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu g/m^3$ 以下であり、かつ、 1 日平均値が $35 \mu g/m^3$ 以下であること。	
降下ばいじん	月間値の年平均値が10 t /km²/月以下であり、かつ月間値が20 t /km²/月以下であること。	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。	
ベンゼン	1 年平均値が、0.003mg/m³以下であること。	(2)
トリクロロエチレン	1 年平均値が、0. 2mg/m³以下であること。	Ü
テトラクロロエチレン	1 年平均値が、0.2mg/m³以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が、0.15mg/m³以下であること。	
アクリロニトリル	1 年平均値が、 2 μ g/m³以下であること。	
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が、10 μ g/m³以下であること。	
水銀及びその化合物	1 年平均値が、0.04 μ gHg/m³以下であること。	
ニッケル化合物	1 年平均値が、0.025 μ gNi/m³以下であること。	
クロロホルム	1 年平均値が、18 μ g/m³以下であること。	
1, 2-ジクロロエタン	1 年平均値が、1.6μg/m³以下であること。	
1,3-ブタジエン	1 年平均値が、2.5 μ g/m³以下であること。	
ヒ素及び 無機ヒ素化合物	1年平均値が、6ng-As/m³以下であること。	
マンガン及びその化合物	1 年平均値が、0.14 μ gMn/m³以下であること。	
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	3

[根拠]①:「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」(昭和51年8月13日通知)

②: 千葉市環境基本計画に定める定量目標

③:環境庁大気保全局長通達(昭和52年6月16日 環大規第136号より)

② 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び塩化水素の排出基準が適用される。

また、大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より水銀の排出基準が適用となる予定である。

さらに、この施設はダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設に該当 し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

ア. 硫黄酸化物

(ア) K値規制

大気汚染防止法では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口(煙突)の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。千葉市はK=1.75が適用される。

 $q = K \times 10^{-3} \times He^2$

q:硫黄酸化物の排出量(m³√時)

He:補正された排出口の高さ(煙突実高+煙上昇高)(m)

K:地域によって異なる値(千葉市はK=1.75)

(イ) 総量規制基準

千葉市は、大気汚染防止法に基づき硫黄酸化物の総量規制基準がかかる地域に指定されており、同法及び硫黄酸化物に係る総量規制基準(昭和63年 千葉県告示第65号)により硫黄酸化物の総排出量が規制されている。原燃料使用量の重油換算が500L/時以上の工場又は事業所については、総量規制基準を次式により定めている。

 $Q = 3.3W^{0.88} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.88} - W^{0.88} \}$

Q:排出が許容される硫黄酸化物の量(m³N/時)

W: 昭和51年9月30日までに設置されたすべての適用施設を定格能力で運転する場合の原燃料使用量(重油換算 k L/時)

W_i: 昭和51年10月1日以降に設置されたすべての適用施設を定格能力で運転 する場合の原燃料使用量のうち当該変更により増加する原燃料使用量を 合計した量(重油換算 k L/時)

イ. 窒素酸化物

(ア) 濃度規制

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉については、種類や施設の設置時期に応じて

排出基準が定められている。計画施設の排出基準は、表6-2.16に示すとおりである。

表6-2.16 廃棄物焼却炉における排出基準

施設の種類	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
廃棄物焼却炉	250 (0n=12%)	昭和52年6月17日以降

備考 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

 $C = \{(21-0n) / (21-0s)\} \times Cs$

C:補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

0s:排出ガス中の酸素の濃度(%)(当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

On:標準酸素濃度(12%)

Cs:排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。)

(イ) 総量指導基準

千葉市は、千葉市窒素酸化物対策指導要綱に基づき窒素酸化物の排出総量を指導 している。原燃料使用量の重油換算の合計が2kL/時以上の工場又は事業所につい て、窒素酸化物の排出総量の指導基準を次式により定めている。

 $Q = 1.86W^{0.95} + 1.31W_{i}^{0.95}$

Q:排出が許容される窒素酸化物の量(m³√時)

W:昭和58年3月31日までに設置され通常稼働しているばい煙発生施設で使用 される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/時)

W_i: 昭和58年4月1日以後に設置され通常稼働するすべてのばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/時)

ウ. ばいじん

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められている。さらに、千葉県では排出ガス量に応じた上乗せ基準が定められている。千葉市は上乗せ基準適用地に該当し、一般排出基準と上乗せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。排出基準は表6-2.17に示すとおりである。

表6-2.17 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準

	廃棄物の	上乗せ基準	一般排出基準(g/m³ _N)		
施設の種類	処理能力	工来で基準 (g/m³ _N)	H10.7.1	0n	
	(t /時)	(g/III _N)	以後設置	(%)	
	4以上		0.04		
廃棄物焼却炉	2以上4未満	0.40	0.08	12	
	2 未満		0. 15		

- 備考1 「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。
 - $C = \; \{\, (21 \! \! 0_{\rm B}) \; / \; (21 \! \! 0_{\rm S}) \,\} \; \times C_{\rm S}$
 - C: ばいじんの濃度(g/m_N^3)
 - On:標準酸素濃度 (12%)
 - 0s:排出ガス中の酸素の濃度(%)(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)
 - Cs:排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m^3) (JIS Z 8808による。)
 - なお、標準酸素濃度0nが0sの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C = Csとする。
 - 2 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれていないものとする。
 - 3 ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。
 - 4 上乗せ基準適用施域にあっては、「上乗せ基準」と「一般排出基準」のいずれか厳しい基準が適用される。
 - 5 「上乗せ基準」は標準酸素濃度による補正は行わない。

工. 塩化水素

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表6-2.18に示すとおり定められている。

表6-2.18 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m³ _N)	
廃棄物焼却炉	700	

- 注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。
 - $C = \{9/(21-0s)\} \times Cs$
 - C:補正後の塩化水素濃度(mg/m³N)
 - 0s:排出ガス中の酸素の濃度(%)
 - Cs:排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m^3_N) (JIS K 0107硝酸銀法による)

才. 水銀

大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より廃棄物焼却炉から排出される 水銀の排出基準が、表6-2.19に示すとおり定められる予定である。

表6-2.19 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

焼却能力	排出基準(μg/m³)		
が公中に力	新設	既設 ^{注)}	
火格子面積2m²以上若しくは 焼却能力200kg/時以上	30	50	

注)「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年4月1日)において設置されている施設(設置の工事が着工されているものを含む。)を指す。

カ. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が、表6-2.20に示すとおり定められている。

表6-2.20 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

	排出基準(ng-TEQ/m³N) ^{注2)}	0n
焼却能力 ^{注1)}	新設	(%)
	(H12. 1.15以後設置)	(/0)
4,000kg/時以上	0. 1	
2,000~4,000kg/時未満	1	12
2,000kg/時未満	5	

注1)火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

 $C = \{(21-0n) / (21-0s)\} \times Cs$

C:ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

On:標準酸素濃度 (12%)

0s:排出ガス中の酸素の濃度(%)

(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs:排出ガス中のダイオキシン類の実測値($ng-TEQ/m^3_N$)

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も定められている。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準は表6-2.21(1)に、ダイオキシン類の環境基準は表6-2.21(2)に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について一律に定められている。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。人の健康の保護に関する環境目標値は表6-2.21(3)に、ダイオキシン類の環境目標値は表6-2.21(4)に示すとおりである。

表6-2.21(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

表6-2.21(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

区 分	基準値
水質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
底 質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質の基準値は、年間平均値とする。

^{2 「}検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表6-2.21(3) 人の健康の保護に関する環境目標値

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値:0.1mg/L)
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/L)
PCB	検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/L)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値とする。

表6-2.21(4) ダイオキシン類に係る水質等の環境目標値

区 分	目標値
水質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
底 質	150pg-TEQ/g以下

備考1 目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準等

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて 水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は 表6-2.22(1)に示すとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。生活環境の保全に関する環境目標値は表6-2.22(2)に示すとおりである。

² 海域についてはふっ素及びほう素の環境目標値は適用しない。

² 水質の目標値は、年間平均値とする。

表6-2.22(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目				基 準 値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
А	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
В	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
С	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6. 0以上 8. 5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	_
E	工業用水3級環境保全	6. 0以上 8. 5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L以上	_

備考1 基準値は、日間平均値とする。

T

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする。

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1				
項目			基準 値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の 産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場とし て特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

表6-2.22(2) 生活環境の保全に関する環境目標値

T

			目 標 個	直
水系	水域区分 (評価地点)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	大腸菌群数
都川	都川上流 (高根橋)	3 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100m1以下
	都川下流 (青柳橋)	3 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100m1以下
	都川下流 (都橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	_
	葭川下流 (日本橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	_
	支線都川 (新都川橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100m1以下
	坂月川 (辺田前橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100m1以下
	葭川上流(源町407番地地先)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	_
鹿島川	鹿島川上流 (下大和田町1146番地地先)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100m1以下
	鹿島川上流(平川橋)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100m1以下
	鹿島川下流(下泉橋)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100m1以下
花見川	花見川上流 (花島橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100m1以下
	勝田川	5 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100m1以下
	花見川下流(新花見川橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	_
その他の水域	村田川(高本谷橋)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100m1以下
	浜田川(下八坂橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	_
	花園川[草野水路](高洲橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	-
	浜野川 (浜野橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	
	生実川(平成橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000MPN/100m1以下

備考 BODの達成状況は、日平均値の75%で評価している。

イ

			目標値				
水系	水域区分 (評価地点)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数	全窒素	全リン	全亜鉛
海域	千葉港(千葉コン ビナート湾内)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	1.0mg/L 以下	0.09mg/L 以下	0.02mg/L 以下
一一一	いなげの浜~幕張 の浜 (幕張浜地先)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	100MNP/100mL 以下	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.02mg/L 以下

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表6-2.23(1)に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は表6-2.21(2)に示したとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。地下水の環境目標値は表6-2.23(2)に示すとおりである。

表6-2.23(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

^{2 「}検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表6-2.23(2) 地下水の水質に係る環境目標値

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値:0.1mg/L)
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/L)
PCB	検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/L)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

② 水質汚濁に係る規制基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、水質汚濁防止法に定める特定施設に該当する。 本事業は、この特定施設を設置するため特定事業場に該当する。

ア. 有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準は表6-2.24に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず全ての特定事業場に適用される。

表6-2.24 排水基準 (有害物質)

項目	許容限度	備考	
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L		
シアン化合物	不検出	1	
有機燐化合物	不検出		
鉛及びその化合物	0.1mg/L		
六価クロム化合物	0.05mg/L	ごみ焼却施設	
砒素及びその化合物	0.05mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L		
アルキル水銀化合物	不検出		
PCB	不検出		
トリクロロエチレン	0.1mg/L		
テトラクロロエチレン	0.1mg/L		
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L		
1, 1, 1-トリクロロエタン	$3\mathrm{mg/L}$	全業種	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L		
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L		
チウラム	0.06mg/L		
シマジン	0.03mg/L		
チオベンカルブ	0.2mg/L		
ベンゼン	0.1mg/L		
セレン及びその化合物	0.1mg/L		
ほう素及びその化合物	10mg/L	全業種、海域以外	
ふっ素及びその化合物	$8\mathrm{mg/L}$	全業種、海域以外	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び	100mg/L ^{注)}		
硝酸化合物		全業種	
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L		

注)アンモニア性窒素に0.4を乗じ算出した値及び硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の3者の合計を示している。

イ. 有害物質以外に係る排水基準

ごみ焼却施設における有害物質以外に係る排水基準は表6-2.25に示すとおりであり、排水量等によりそれぞれの基準が定められている。なお、計画施設における排水量は未定である。

表6-2.25 排水基準 (有害物質以外)

項目		許容限度	備考
生物化学的酸素要求量(BOD)		20mg/L	30m³以上500m³未満
又は化学的酸素要求量 (COD)		10mg/L	500m ³ 以上
浮遊物質量(SS)		40mg/L	30m³以上500m³未満
 仔班似首雷(22)		20mg/L	500m ³ 以上
	鉱油類含有量	3 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
ノルマルヘキサン	<u>奶佃短百</u> 日 里	$2\mathrm{mg/L}$	500m ³ 以上
抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	5 mg/L	30m³以上500m³未満
		3 mg/L	500m ³ 以上
水素イオン濃度(pH)		5.8~8.6	海域以外
フェノール類		0.5mg/L	500m³未満
/ エ / 一 / / 類 		U. Silig/L	500m ³ 以上
銅含有量		1 mg/I	500m³未満
		1 mg/L	500m ³ 以上
溶解性鉄含有量		5 mg/L	500m³未満
		1 mg/L	500m ³ 以上
溶解性マンガン含有量		5 mg/L	500m³未満
		1 mg/L	500m ³ 以上
人为为人会士具		0. 5/1	500m³未満
全クロム含有量		0.5mg/L	500m ³ 以上
大腸菌群数		3,000個/cm ³	500m³未満
		3,000但/Cm	500m ³ 以上
亜鉛含有量		1 mg/I	50m³未満
		1 mg/L	50m ³ 以上
窒素含有量		30mg/L	30m ³ 以上
燐含有量		$4\mathrm{mg/L}$	30m ³ 以上

注)排水量は、1日あたりの平均排水量。

ウ. ダイオキシン類の排出基準

ダイオキシン類の排出基準は、表6-2.26に示すとおりである。

表6-2.26 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

③ 下水道排除基準

対象事業実施区域周辺は、公共下水道の整備区域となっており、本事業では余剰分の プラント系排水及び生活排水は下水道排水となる計画である。

下水道法及び千葉市下水道条例に基づく排除基準は、表6-2.27に示すとおりである。

表6-2.27 下水道排除基準

表6-2.2/	下水迫排除 基 準
項目	下水道排除基準値
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下
砒素及びその化合物	0.05mg/L以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0. 1mg/L以下
テトラクロロエチレン	
	0. 1mg/L以下
ジクロロメタン	0. 2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
	1 mg/L以下
シスー1,2ージクロロエチレン 1,1,1ートリクロロエタン	0.4mg/L以下 3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0. 2mg/L以下
ベンゼン	0. 1mg/L以下
セレン及びその化合物	0. 1mg/L以下
ほう素及びその化合物	(海域) 230mg/L以下
	(海域) 15mg/L以下 (30m³/日未満)
ふっ素及びその化合物	10mg/L以下 (30m³/日以上)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
フェノール類	0.5mg/L以下
銅及びその化合物	1 mg/L以下
亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	1 mg/L以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	
クロム及びその化合物	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下
水素イオン濃度	5 < pH < 9
生物化学的酸素要求量	600mg/L以下 (50m³/目以上)
浮遊物質量	600mg/L以下 (50m³/目以上)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L以下 (50m³/日以上)
室素含有量	240mg/L以下 (50m³/目以上)
燐含有量	32mg/L以下 (50m³/目以上)
温度	45℃以下
沃素消費量	220mg/L以下 (50m³/日以上)

(3) 土 壌

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表6-2.28(1)~(2)に示すとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。土壌の環境目標値は表6-2.28(3)~(4)に示すとおりである。

表6-2.28(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg
カドミウム	につき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ルギ	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)におい
 砒素	ては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	
(別名塩化ビニル又は	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
塩化ビニルモノマー)	
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0. 1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。

- 備考1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.08mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
 - 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

表6-2.28(2) ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考1 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
 - 2 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表6-2.28(3) 土壌に係る環境目標値

項目	基準値
カドミウ ル	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg
カドミウム	につき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.1mg/L)
有機燐	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.1mg/L)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)におい
14.1.	ては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/L)
PCB	検液中に検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/L)
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

表6-2.28(4) ダイオキシン類に係る土壌の環境目標値

物 質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

備考1 目標値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキサンの毒性に換算した値とする。

(4) 地盤沈下

千葉市及び周辺市では、地盤沈下を防止するため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)、千葉県環境保全条例及び千葉市環境保全条例により地下水の採取が規制されている。規制の内容は、表6-2.29(1)~(2)に示すとおりである。対象事業実施区域は、千葉市環境保全条例による規制が適用される。

表6-2.29(1) 地下水採取規制

	技術上の基準		規制対象の	
法令名	ストレーナーの 位置	揚水機の 吐出口の 断面積	揚水機の吐出口断面積	規制対象
ビル用水法	650m以深	21cm ² 以下	6 cm ² 超	冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場(浴室の床面積の合計が150m ² を超えるもの)
工業用水法	650m以深	21cm ² 以下	6 cm ² 超	工業の用途 製造業 (物品の加工修理業を含む)、電 気供給業、ガス供給業、熱供給業
千葉県 環境保全条例	650m以深 ^{注1)} 350m以深 ^{注2)} 250m以深 ^{注3)}	21cm ² 以下	6 cm ² 超	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、 水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場 における散水用

- 注1) 市川市、浦安市、松戸市、船橋市、鎌ケ谷市、習志野市、市原市、袖ケ浦市、長柄町の場合。
- 注2) 木更津市、君津市、富津市、四街道市の場合
- 注3)流山市、野田市、八千代市、柏市、我孫子市、佐倉市、成田市(旧大栄町を除く)、八街市、印西市、白井市、栄町、酒々井町、富里市、山武市(旧山武町に限る)、芝山町の場合。
- 備考 指定地域 ビル用水法:旦谷町、谷当町、下田町、大井戸町、下泉町、上泉町、更科町、小間子町、富田町、御殿町、中田町、 北谷津町、高根町、古泉町、中野町、多部田町、川井町、大広町、五十土町、野呂町、和泉町、佐和町、 土気町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、大高町、越智町、大木戸町、大椎町、小食土町、小山町、 板倉町、高田町及び平川町を除く千葉市域

工業用水法:一般国道357号線と一般国道16号線との交点以北の一般国道357号線及びその交点以南の一般国道16号線 以西の地域並びに花見川区幕張町1丁目から5丁目まで(東日本旅客鉄道総武本線花見川橋梁下流の花 見川との交会点以北の一般国道14号線以西の地域に限る。)及び美浜区のうち一般国道357号線以東の地域に限る。

千葉県環境保全条例:市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市(旧大栄町を除く。)、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市(旧山武町に限る。)、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町

表6-2.29(2) 地下水採取規制

	技術上の基準		規制対象の	
法令名	ストレーナーの 位置	揚水機の 吐出口の 断面積	機の 場水機の吐 出口断面積	規制対象
千葉市 環境保全条例	650m以深	21cm ² 以下	6 cm ² 超	1.工業の用途 製造業(物品の加工修理業を含む)、 電気供給業、ガス供給業、熱供給業 2.鉱業の用途 3.建築物用地下水としての用途 冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動 車車庫に設けられた洗車設備、公衆裕 場(浴室の床面積の合計が150cm²を超 えるもの) 4.農業の用途 5.水道事業、簡易水道事業、専用水道、 小規模水道の用途 6.工業用水道事業 7.開発区域面積が10ヘクタール以上の ゴルフ場における散水の用途
 	_			地下水以外の水源を確保することができない場合、許可を受けられる用途 1. 工業及び鉱業の用途のうち、専ら防火 その他保安に係る用途 2. 建築物用地下水のうち、水洗便所に係 る用途 3. 農業の用途、水道事業・簡易水道事業・専用水道・小規模水道の用途及び 工業用水道事業の用途 4. 旧千葉県公害防止条例に基づき許可を受けたとみなされる既設井戸の堀 替えの場合で、従前の揚水量を超えず、かつ廃止した井戸に係る用途と同 ーの用途のもの

(5)騒音

① 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表6-2.30(1)~(3)に示すとおり定められている。対象事業実施区域は市街化調整区域であり、B類型の基準値が適用される。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。騒音に係る環境目標値は環境基準と同等となっており、表 $6-2.30(1)\sim(3)$ に示すとおりである。

表6-2.30(1) 騒音に係る環境基準

時間の区分	基準値				
	昼間	夜 間			
地域の類型	午前6時~午後10時	午後10時~午前6時			
AA	50デシベル以下	40デシベル以下			
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下			
С	60デシベル以下	50デシベル以下			

※地域の類型 千葉市

AA:特に静穏を要する地域。千葉市には該当する地域はない。

A:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

四街道市 AA:特に静穏を要する地域。四街道市には該当する地域はない。

A:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種 中高層住居専用地域

B:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

佐倉市 AA:特に静穏を要する地域。佐倉市には該当する地域はない。

A:第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B:第一種住居地域、第二種住居地域

C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

八街市 AA:特に静穏を要する地域。八街市には該当する地域はない。

A:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表6-2.30(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分	基注	準値
地域の区分	昼 間 午前6時~午後10時	夜 間 午後10時~午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	りり アンノベ ルルルト	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を 担う道路に近接する空間は、特例として表6-2.29(3)の基準による。

※地域の区分 表6-2.29(1)の地域の類型と同様。

表6-2.30(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)

基	準	鱼 値	Ĺ	
昼 間 午前6時~午後10時			夜	間 午後10時~午前6時
70デシベル以下				65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ 透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下) によることができる。

② 騒音に係る規制基準等

ア. 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る騒音は、騒音規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制基準は表6-2.31に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、第二種区域の規制基準が適用される。

表6-2.31 騒音規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時~ 午後7時	朝·夕 午前6時~午前8時 午後7時~午後10時	夜間 午後10時~ 午前 6 時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居 専用地域

> 第二種区域:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域、市街化調整区域 第三種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第一特別地域を除く。)、第二特別地域

第四種区域:工業地域、工業専用地域(ただし、第一特別地域及び第二特別地域を除く。)

- 備考1 第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
 - 2 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
 - 3 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護 老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準値は、表に掲げる 値から5デシベルを減じた値とする。

イ. 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は、表6-2. 32(1)~(2)に示すとおりである。

表6-2.32(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分	基達	準値
	昼間	夜 間
区域の区分	午前6時~午後10時	午後10時~午前6時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する 区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※区域の区分 千葉市 a 区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中 高層住居専用地域

b 区域:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域、市街化調整区域

c 区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第一特別地域を除く。)。工業地域、

工業専用地域 (ただし、第一特別地域を除く。)

四街道市 a 区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中

高層住居専用地域

b 区域:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

c 区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

佐倉市 a 区域:第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

b 区域:第一種住居地域、第二種住居地域

c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

八街市 a 区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中

高層住居専用地域

b 区域:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

c 区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

- 備考1 第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
 - 2 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
 - 3 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表6-2.31(2)の基準による。

表6-2.32(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

	基	準	値	
昼 間 午前6時~午後10時				夜 間 午後10時~午前6時
75デシベル以下				70デシベル以下

ウ. 建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、騒音規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制 基準は表6-2.33に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第二号区域の基準が適用される。

表6-2.33 騒音規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の	大きさ	作業	時間	1日の作	乍業時間	作業期間	作業日
基準値	基準点	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域	11年表別间	11+未日
	敷地の 境界線	7 時までの 時間内でな	ら翌日午前 6時までの	 10時間を超	14時間を超えないこと	超えないこ	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、第一特別地域。近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第一特別地域を除く。)、第二特別地域。工業地域、工業専用地域(ただし、第一特別地域及び第二特別地域を除く。)のうち学校、保育所、病院、患者

工業界用地域(たたし、第一特別地域及び第一特別地域を除く。)のうち字校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周

囲八十メートル以内の区域 第二号区域:第一号区域以外の市内全域

(6)振動

① 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る振動は、振動規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制 基準は表6-2.34に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、第一種区域の規制基準が適用される。

表6-2.34 振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分区域の区分	昼 間 午前8時~午後7時	夜 間 午後7時~午前8時
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域第二種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 第一種区域又は第二種区域内に所在する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準値は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

② 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は、表6-2.35に示すとおりである。

表6-2.35 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分	基準値				
区域の区分	昼 間 午前8時~午後7時	夜 間 午後7時~午前8時			
第一種区域	65デシベル	60デシベル			
第二種区域	70デシベル	65デシベル			

※区域の区分 千葉市 第一種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、

第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域並びに

市街化調整区域

第二種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

四街道市 第一種区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、

第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

第二種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

佐倉市 第一種区域:第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域

第二種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

八街市 第一種区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、

第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

第二種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

③ 建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、振動規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制基準は表6-2.36示すとおりである。

対象事業実施区域は、第二号区域の基準が適用される。

表6-2.36 振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の	大きさ	作業	時間	1日の作	作業時間	作業期間	作業日
基準値	基準地点	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域	作表朔间	17年末日
75デシベ	敷地の	午後7時から	午後10時から	10時間を超え	14時間を超え	連続6日を超	日曜日その他
ルを超え	境界線	翌日午前7時	翌日午前6時	ないこと	ないこと	えないこと	の休日ではな
ないこと		までの時間内	までの時間内				いこと
		でないこと	でないこと				

※区域の区分 第一号区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用

地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域。工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人

ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域

第二号区域:一号区域以外の工業地域

(7) 悪 臭

千葉市は、市全域が都市計画区域指定地域であり、臭気指数に基づいて規制が行われている。

悪臭防止法に基づく規制基準は表6-2.37(1)~(2)に、千葉市及び周辺市の条例に基づく 悪臭に係る規制基準は表6-2.38に示すとおりである。

対象事業実施区域は、市街化調整区域であり、C地域の基準が適用される。

表6-2.37(1) 悪臭防止法に基づく規制基準(臭気指数)

区域の区分	規制	制基準	
区域の区分	敷地境界	煙突排出口 ^{注)}	
A地域	12	気体排出口からの悪臭の着地点での 値が敷地境界線における規制基準の	
B地域	14	値と同等になるよう、悪臭防止法施行 規則(昭和47年総理府令第39号)第6	
C地域	16	条の2に定める方法により算出した 値。	

※区域の区分 A地域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種

中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

B地域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

C地域:市街化調整区域

注) 気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

• 15m未満 指標: 臭気指数

大気拡散式:流量を測定しない簡易な方法

•15m以上 指標:臭気排出強度

大気拡散式:建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

表6-2.37(2) 悪臭防止法に基づく規制基準(臭気指数)

区域の区分	排出水
A地域	28
B地域	30
C地域	32

※区域の区分 表6-2.36(1)と同様。

表6-2.38 悪臭に係る規制基準

市	内容
千葉市	
佐倉市	悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、 排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を
四街道市	「「京」では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「
八街市	

(8) 日 影

建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例では、表6-2.39に示すとおり、都市計画法の 用途地域に応じた日影規制が設定されている。

なお、対象事業実施区域は市街化調整区域であり、日影規制は適用されない。

表 6-2.39 日影規制の区域、日影時間の指定

用途地域	高度地区	規制される 規制され (敷地境身 水平距	れる範囲 界線からの	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	測定時間
		5 m以内	10m以内			
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	I	4時間	2.5 時間	軒高7m超又は 3階以上	1.5m	冬至日の真 太陽時によ る午前8時
第一種中高層住居専用地域	第一種	3時間	2 時間			から午後 4 時まで(市内 全域 北緯
第二種中高層住居専用地域	第二種	4時間	2.5 時間	古 ナ 10 切	4	36 度 東経 140 度 07)
第一種住居地域	第一種 第二種	4時間	2.5 時間	高さ 10m超	4 m	
第二種住居地域準住居地域	指定無し	5 時間	3 時間			

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国 民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域で、千葉県においては自然公園法 に基づく国定公園及び千葉県立自然公園条例に基づく県立自然公園がある。

対象事業実施区域及びその周辺において自然公園に指定されている場所は存在しない。

(2) 自然環境保全地域等

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、 千葉県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全 地域を指定している。

対象事業実施区域及びその周辺において自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域に該当する地域は存在しない。

(3) 生產緑地地区

生産緑地地区は、生産緑地法に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものである。

千葉市及び周辺市の生産緑地地区の指定状況は表6-2.40に、対象事業実施区域及びその周辺の指定状況は、都市計画図(図6-2.2参照)に示すとおりである。対象事業実施区域北西側約600mに、最寄りの生産緑地地区が存在している。そのほか、主に対象事業実施区域西側の京葉道路付近に点在してみられる。なお、対象事業実施区域内に、生産緑地地区に指定されている区域はない。

_		_	
	県市区	地区数	面積(ha)
千葉市		459	103. 57
	若葉区	64	15. 93
	中央区	121	21.81
	稲毛区	77	20. 04
	緑区	76	16. 72
佐倉市		15	3. 76
四街道		72	20. 87
八街市	注2)	_	_
_	千葉県	4, 102	1, 152. 88

表6-2.40 生産緑地の指定状況

注1)平成27年12月31日現在(周辺区の指定状況については、平成28年12月9日現在)。

注2) 八街市内は市街化区域に指定されていないため、生産緑地法が適用されない。

出典:「生産緑地地区」(千葉県ホームページ) 「生産緑地地区」(千葉市ホームページ)

(4) 鳥獣保護区

鳥獣の保護等については、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の保護 及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が定められている。

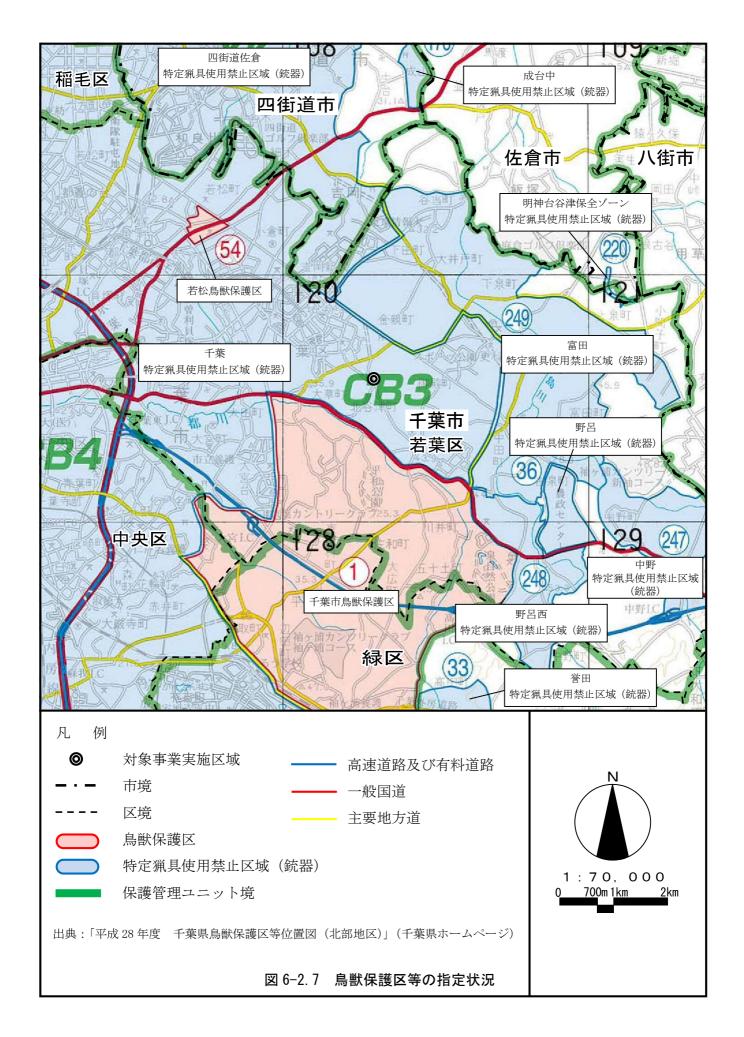
対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表6-2.41及び図6-2.7に示すとおりである。

対象事業実施区域内は、「千葉特定猟具使用禁止区域(銃器)」に指定されている。また、対象事業実施区域の南側には「千葉市鳥獣保護区」が、北西側には「若松鳥獣保護区」がある。

表6-2.41 鳥獣保護区等の指定状況

市	区分	名称	面積(ha)	期間
	県指定鳥獣保護区	千葉市鳥獣保護区	2, 256	平成27年11月1日~
	不怕 尼為武体唆囚	1 米印局飲休暖区	2, 250	平成37年10月31日
	 県指定鳥獣保護区	者松鳥獣保護区 若松鳥獣保護区	30	平成25年11月1日~
	ANJUAC MORTANIS EX		00	平成35年10月31日
	 特定猟具使用禁止区域(銃器)	野呂	95	平成21年11月1日~
	147.2710.712.713.112.31	特定猟具使用禁止区域(銃器)	0.0	平成31年10月31日
	 特定猟具使用禁止区域(銃器)	千葉	27, 480	平成19年11月1日~
千葉市	147.2710.712.713.112.31	特定猟具使用禁止区域(銃器)	21, 100	平成29年10月31日
1 /2/14	特定猟具使用禁止区域(銃器)	野呂西	338	平成20年11月1日~
		特定猟具使用禁止区域(銃器)	000	平成30年10月31日
	 特定猟具使用禁止区域(銃器)	富田	1, 466	平成21年11月1日~
		特定猟具使用禁止区域(銃器)	1, 100	平成31年10月31日
	 特定猟具使用禁止区域(銃器)	誉田	150	平成19年11月1日~
		特定猟具使用禁止区域(銃器)	100	平成29年10月31日
	 特定猟具使用禁止区域(銃器)	中野	347	平成20年11月1日~
	77. 77. 77. 77. 77. 77. 77. 77. 77. 77.	特定猟具使用禁止区域(銃器)	011	平成30年10月31日
佐倉市、千葉市	 特定猟具使用禁止区域(銃器)	明神台谷津保全ゾーン	9	平成25年11月1日~
上 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	· 特定机关区内杂亚区域(奶品)	特定猟具使用禁止区域(銃器)	3	平成35年10月31日
┃ 四街道市	 特定猟具使用禁止区域(銃器)	成台中	55	平成19年11月1日~
四因坦川	70元元天区70元正区域(奶酪)	特定猟具使用禁止区域(銃器)	55	平成29年10月31日
四街道市、	 特定猟具使用禁止区域(銃器)	四街道佐倉	5, 600	平成19年11月1日~
佐倉市、千葉市	77. 大学 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10.	特定猟具使用禁止区域(銃器)	5,000	平成29年10月31日

出典:「鳥獣保護区等の概要(平成28年11月1日現在)」(千葉県ホームページ)



6-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、資源の採取は行われていない。

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) ごみ処理状況

千葉市及び周辺市の平成27年度のごみ処理状況は、表6-2.42に示すとおりである。また、 千葉市のごみ処理状況の推移は、表6-2.43に示すとおりである。

平成27年度における千葉市の搬入量は353,191 t、焼却量は254,985 t となっている。

また、千葉市の収集量は概ね横ばい傾向、焼却量は平成26年度までは減少傾向であった ものの、平成27年度は微増となっている。なお、1人1日あたりの排出量は減少傾向となっている。

表6-2.42 ごみ処理状況 (平成27年度)

項目			搬		処理量(t)					
市	総数	可燃ごみ	不燃ごみ	資源 ごみ	その他	粗大ごみ	直接 搬入量	焼却	埋立	資源化
千葉市	353, 191	241, 715	7, 152	93, 008	443	3,601	7, 272	254, 985	21, 450	119, 924
佐倉市	46, 742	39, 962	759	3, 607	0	848	1,566	45, 078	1, 491	11, 383
四街道市	26, 737	19, 416	2, 188	3, 761	26	144	1, 202	20, 922	2, 511	5, 066
八街市	24, 295	17, 283	514	2, 165	15	50	4, 268	20, 222	1, 471	4, 835

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27年度調査結果」(環境省ホームページ)

表6-2.43 千葉市のごみ処理状況の推移

項目			収集量	(t)			処理量	(t)	1人1日
年度	総数	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大ごみ	焼却	埋立	あたりの 排出量 (g)
平成23年度	347, 971	253, 632	8, 460	76, 261	410	4, 235	265, 456	29, 576	1, 118
平成24年度	350, 734	252, 837	7, 937	77, 942	472	3, 888	264, 832	30, 856	1, 101
平成25年度	349, 532	250, 429	8, 536	78, 185	416	4, 107	259, 739	25, 485	1, 098
平成26年度	336, 050	240, 091	6,812	77, 469	472	3, 531	253, 182	20, 972	1, 052
平成27年度	353, 191	241, 715	7, 152	93, 008	443	3, 601	254, 985	21, 450	1, 041

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 平成23~27年度調査結果」(環境省ホームページ)

(2) し尿処理状況

平成27年度における千葉市及び周辺市のし尿処理状況は、表6-2.44に示すとおりである。 また、千葉市のし尿処理状況の推移は、表6-2.45に示すとおりである。

平成27年度における、千葉市のし尿収集量及びし尿処理量はいずれも26,140kLとなっている。

また、千葉市の収集量及び処理量は、過去5年間で減少傾向となっている。

表6-2.44 し尿処理状況 (平成27年度)

項目					処理量	(kL)	
	Į	仅集量(kL)		し尿	浄化槽 汚泥	自家 処理量	合計
市	し尿	浄化槽 汚泥	合計	し尿 処理施設	し尿 処理施設	し尿	口币
千葉市	5, 809	20, 331	26, 140	5, 809	20, 331	0	26, 140
佐倉市	1, 561	8, 856	10, 417	1, 561	8, 856	0	10, 417
四街道市	751	4, 913	5, 664	751	4, 913	0	5, 664
八街市	3, 204	13, 062	16, 226	3, 204	13, 062	0	16, 266

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27年度調査結果」(環境省ホームページ)

表6-2.45 千葉市のし尿処理状況の推移

項目		収集量(kL)			処理量(kL)	
		収集里 (KL)		し尿	浄化槽汚泥	
年度	し尿	尿 浄化槽汚泥 合計		し尿 処理施設	し尿 処理施設	合計
平成23年度	7, 046	22, 414	29, 460	7, 046	22, 414	29, 460
平成24年度	6, 982	21,871	28, 853	6, 982	21,871	28, 853
平成25年度	7, 504	21, 291	28, 795	7, 504	21, 291	28, 795
平成26年度	5, 849	21, 314	27, 163	5, 849	21, 314	27, 163
平成27年度	5, 809	20, 331	26, 140	5, 809	20, 331	26, 140

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 平成23~27年度調査結果」(環境省ホームページ)

3. 公害苦情の状況

千葉市及び周辺市の平成27年度の公害苦情件数の状況は、表6-2.46に示すとおりである。 また、千葉市の公害苦情件数の状況の推移は、表6-2.47に示すとおりである。

千葉市の平成27年度の苦情件数は、騒音が421件と最も多く、次いで水質汚濁が46件であった。主な原因として、騒音は航空機運航、水質汚濁は産業排水となっている。

表6-2.46 公害苦情件数の状況 (平成27年度)

項目		典型七公害									
市	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	低周波	振動	地盤 沈下	悪臭	廃棄物 投棄	その他	合計
千葉市	41	46	_	421	_	11	_	43	11	9	582
佐倉市	63	13	_	39	_	3	_	10	243	-	371
四街道市	32	_	1	41	_	4	_	24	2	7	111
八街市	53	_	-	3	_	-	_	l	17	1	73

出典:「平成27年度 公害苦情調査結果報告書」(平成28年12月 千葉県)

表6-2.47 千葉市の公害苦情件数の推移

項目		典型七公害									
年度	大気 汚染	水質 汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤 沈下	悪臭	廃棄物 投棄	その他	合計
平成23年度	36	26	_	361	2	21	_	44	4	16	508
平成24年度	36	17	_	709	_	29	_	51	4	13	859
平成25年度	46	15	_	467	_	9	_	49	18	12	616
平成26年度	42	28	-	505	-	15	_	49	14	2	655
平成27年度	41	46	-	421	_	11	_	43	11	9	582

出典:「平成23~27年度 公害苦情調査結果報告書」(千葉県)

4. 文化財

(1) 指定文化財

対象事業実施区域及びその周辺に存在する県及び市の指定文化財は表6-2.48に、国の登 録文化財は表6-2.49に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図6-2.8に示 すとおりである。

対象事業実施区域近傍には、指定文化財及び登録文化財は存在しない。

表6-2.48 指定文化財の状況

市	区	指定 状況	地点 番号	名称	所在地	所有者• 管理者	指定 年月日
		国史	1	加曽利貝塚	桜木 ^{注3)}	千葉市ほか	昭和46年3月22日
		国史	2	荒屋敷貝塚	貝塚町	千葉市ほか	昭和54年3月13日
		国史	3	花輪貝塚	加曽利町	法人	平成18年7月28日
	若葉区	県建	4	旧四関家住宅	御殿町	千葉市	昭和53年2月28日
		市史	5	滑橋貝塚	小倉町	個人所有	昭和56年7月20日
千葉市		市史	6	千葉御茶屋御殿跡	御殿町	千葉市	平成16年4月21日
		国史	7	月ノ木貝塚	仁戸名町	千葉市ほか	昭和53年3月16日
	緑区	県史	8	長谷部貝塚	平山町	法人	昭和35年6月3日
		県史	9	大覚寺山古墳	生実町	千葉市	昭和46年3月26日
	中央区	市史	10	荒久古墳	青葉町	千葉県	昭和36年3月31日
		市史	11	森川家累代の墓碑	生実町	重俊院	昭和43年3月21日
		市史	12	吉岡下タ山の福星寺館跡	吉岡	自治会	昭和58年4月15日
		市史	13	吉岡軽戸の木出城跡	吉岡	法人	昭和46年10月1日
		市建	14	中台の宝暦二年庚申塔	中台	中台地区	昭和58年4月15日
四街	道市	市建	15	小名木の寛文十二年庚申塔	小名木	春日神社	昭和58年4月15日
	市		16	吉岡の享保二年庚申塔	吉岡	吉岡地区	昭和58年4月15日
		市建	17	下志津新田金比羅宮の 安政二年子安塔	下志津新田	下志津新田地区	昭和58年4月15日
		市建	18	四街道十字路の道標石塔	四街道	個人所有	昭和58年4月15日

注1)表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

·国 史 : 国指定史跡

· 県 建 : 県指定有形文化財 (建造物)

・県 史 : 県指定史跡
・市 史 : 市指定史跡
・市 建 : 市指定有形文化財 (建造物)

注2) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)、記念物(史跡)を示している。

注3) 加曽利貝塚周辺は現在、若葉区桜木となっている。

出典:「市内に所在する国指定文化財」(千葉市ホームページ)

「市内に所在する県指定文化財」(千葉市ホームページ) 「千葉市指定文化財」(千葉市ホームページ)

「四街道市指定文化財一覧」(四街道市ホームページ)

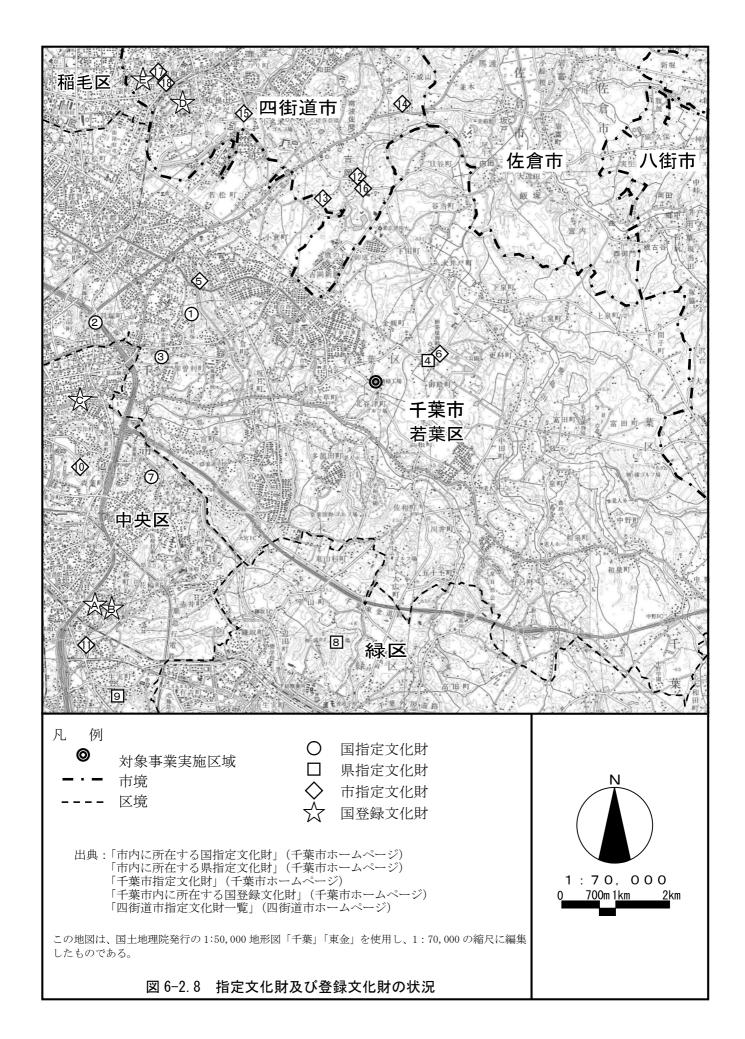
表6-2.49 登録文化財の状況

市	<u>X</u>	指定 状況	地点 番号	名称	所在地	所有者• 管理者	指定 年月日			
			A	大巌寺書院	大巖寺町	大厳寺	平成23年7月25日			
千葉市	中央区	国登建	国登建	国登建	国登建	В	大巌寺本堂	大巖寺町	大厳寺	平成23年7月25日
			С	千葉県水道局 千葉高架水槽	矢作町	千葉県	平成19年7月31日			
m 独	***	日文油	D	木村家住宅	四街道	個人	平成11年7月8日			
四街	四街道市 国登建 -		Е	近藤家住宅ほか	下志津新田	個人	平成16年11月8日			

注)表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

· 国登建 : 国登録有形文化財 (建造物)

出典:「県内の国登録有形文化財」(千葉県ホームページ) 「千葉市内に所在する国登録文化財」(千葉市ホームページ) 「四街道市内指定文化財一覧」(四街道市ホームページ)



(2) 埋蔵文化財

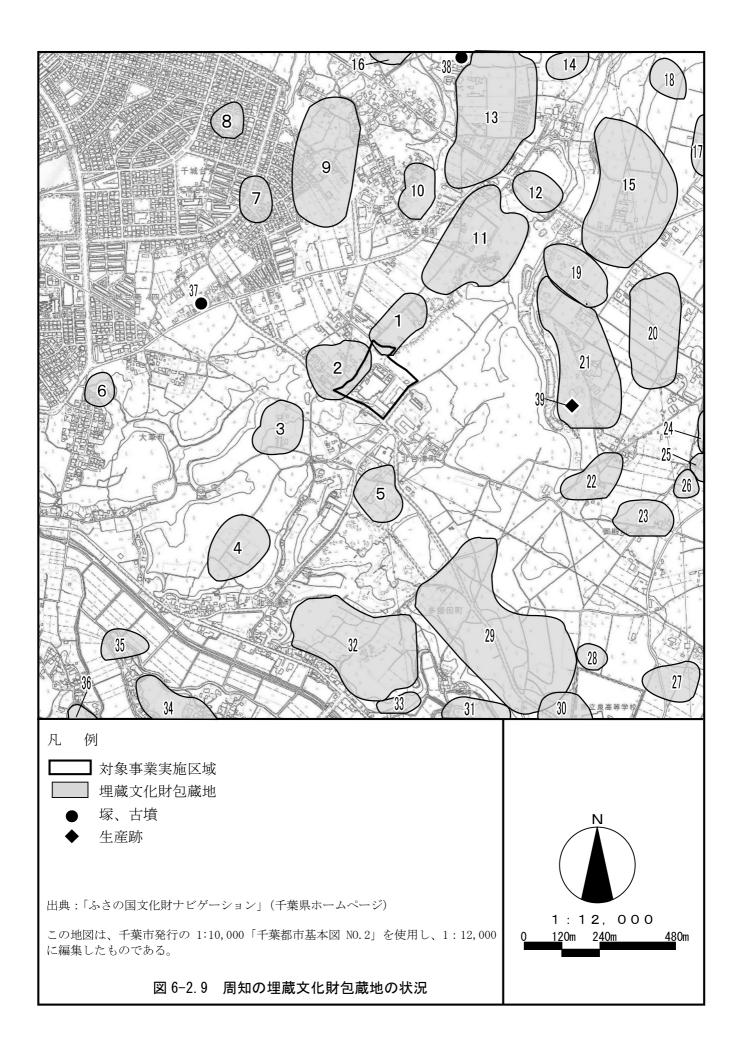
対象事業実施区域近傍に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の指定状況は表6-2.50に、位置は図6-2.9に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、細田遺跡と細田南遺跡が確認されている。

表6-2.50 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

区分	地点番号	名称
	1	細田遺跡
	2	細田南遺跡
	3	鴻ノ巣遺跡
	4	岩入遺跡
	5	広遺跡
	6	大草台遺跡
	7	大田遺跡
	8	大山遺跡
	9	荒立遺跡
	10	前畑遺跡
	11	南寺山遺跡
	12	南寺山北遺跡
	13	北寺山西遺跡
	14	北寺山遺跡
	15	宇津志野遺跡
	16	中原東遺跡
埋蔵文化財包蔵地	17	宇津志野原第2遺跡
连敞文作 <u>的</u> 已敞地	18	宇津志野窯跡
	19	宇津志野南第1遺跡
	20	宇津志野南第2遺跡
	21	宇津志野南第3遺跡
	22	宇津志野南第4遺跡
	23	宇津志野南第5遺跡
	24	宇津志野南第7遺跡
	25	宇津志野南第8遺跡
	26	宇津志野南第9遺跡
	27	ワリ山東遺跡
	28	ワリ山遺跡
	29	光連寺台遺跡
]	30	高根塚群
	31	八石遺跡
	32	北谷津・上ノ台遺跡
	33	上ノ台下遺跡
	34	多部田城跡
	35	多部田低地第2遺跡
	36	ハサマ遺跡
●塚、古墳	37	新堀塚
● 物、口垻	38	北寺山古墳群
◆ 生産跡	39	宇津志野南窯跡群

出典:「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県ホームページ)



5. 温室効果ガスの状況

「千葉市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 年次報告 (平成27年度版)」(千葉市環境局) によると、平成27年度における千葉市内の3清掃工場での焼却処理に伴う温室効果ガス排出量 (売電、熱供給に伴う間接削減量を含む) は、表6-2.51に示すとおり、89,814 t となっている。

表6-2.51 温室効果ガス排出量の内訳

単位: t

項目	清掃工場稼働 に伴う発生量 (A)	廃棄物の焼却 に伴う発生量 (B)	売電、熱供給 に伴う間接削減量 (C)	合計 (A+B-C)
計画	注)	注)	注)	86, 553
実績	16, 047	103, 763	29, 996	89, 814
実績-計画	_	_	_	3, 261

注) 計画値は、全体の排出量のみ計上している。

出典:「千葉市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 年次報告 (平成27年度版)」(千葉市環境局)